

## 9月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃   | 小宮山 定彦 君  | 9 〃   | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃   | 山 城 峻 一 君 | 10 〃  | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃   | 祢 津 明 子 君 | 11 〃  | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃   | 中 島 新 一 君 | 12 〃  | 塩野入 猛 君   |
| 6 〃   | 大日向 進也 君  | 13 〃  | 中 嶋 登 君   |
| 7 〃   | 栗 田 隆 君   | 14 〃  | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |   |         |
|-----------------|---|---------|
| 町 長             | 山 | 村 弘 君   |
| 副 町 長           | 宮 | 崎 義 也 君 |
| 教 育 長           | 清 | 水 守 君   |
| 会 計 管 理 者       | 池 | 上 浩 君   |
| 総 務 課 長         | 柳 | 澤 博 君   |
| 企 画 政 策 課 長     | 白 | 井 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長     | 関 | 貞 巳 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 伊 | 達 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 | 内 祐 一 君 |
| 建 設 課 長         | 大 | 井 裕 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 堀 | 内 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 長 | 崎 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 | 澤 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 | 下 幸 二 君 |
| 総 務 係 長         |   |         |
| 総 務 課 長 補 佐     | 細 | 田 美 香 君 |
| 財 政 係 長         |   |         |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 | 下 佑 耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長     |   |         |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 | 内 優 子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長   | 鳴 | 海 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- |             |   |         |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 | 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 宮 | 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                             |            |
|-----------------------------|------------|
| (1) with コロナの時代を迎えてほか       | 中 島 新 一 議員 |
| (2) 学生支援についてほか              | 山 城 峻 一 議員 |
| (3) 新型コロナウイルス感染症対策の支援事業について | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (4) 避難情報についてほか              | 小宮山 定 彦 議員 |
| (5) 新型コロナウイルス対策ほか           | 栗 田 隆 議員   |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（西沢さん）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、本日から10日までの3日間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第 「一般質問」

**議長（西沢さん）** 質問者は、お手元に配付したとおり13名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段の協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に5番 中島新一君の質問を許します。

**5番（中島君）** おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、PCR検査陽性者の方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い回復をお祈りいたします。

また、医療従事者をはじめ新型コロナ感染症対策に、それぞれのお立場からご尽力なされている方々に対しまして、感謝と敬意を表する次第でございます。

先月12日のまちづくり坂城主催の「チア・アップ! さかき2020!」の開催日に行われました、テクノさかき工業団地組合の皆様の協賛を得ましての、千曲川3か所での夜の打ち上げ花火は大変迫力あるものでございました。

開催の趣旨どおり「元気出して頑張る」という気持ちになったかと思います。町民の皆様から「毎年打ち上げてもらいたい」との声も主催者側には届いているのではないのでしょうか。

さて、9月に入りまして、気温もまだ30度を超える暑い日が続き、熱中症や、これからは勢力の強い台風にも警戒が必要な時期でもございます。そして、雨の多かった7月、猛暑の8月と気候の影響もあり、野菜なども高騰し家計を圧迫しています。

それに加えて体調管理が大変の中、引き続きの新型コロナウイルス感染症対策と、本当に生活していく上でも大変な時代を迎えております。

先日、上田圏域にも新型コロナウイルス特別警報が発令され、町内でも新型コロナウイルス感染症の患者さんが出てきている中、この身近になった新型コロナウイルスを町民の皆様とともに、しっかり正しく理解して考えていくことが大切であり、コロナ禍での生活様式、経済復興につながるよう、町民と民間が協力しながら取り組んでいかなければなりません。

時間がたつにつれ、この新型コロナウイルスも徐々に解明されつつあり、レムデシビルといった国内初の新型コロナウイルスの承認薬も発表されました。また、PCR検査につきましても、これから政府は1日20万件の検査能力を確保するとしています。

そのような対策がとられる中ではございますが、とある自治体では希望者全員に検査をすることで、最初は希望者全員に検査を実施していたが、今は、濃厚接触者や熱が3日間下がらないなどの人に検査をと訂正した自治体もあり、見解や対応がそれぞれ異なっているところが出てきているのも現状でございます。

それでは質問に入ります。

1、withコロナの時代を迎えてということで、(イ)の事業所への支援についてです。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しのつかない中、各事業所の経営も本当に苦しい状況が続いております。受注の減少により休業を増やすところや、就業時間の短縮など、各事業所においても企業努力をしながら様々な対応をしておられます。

それと、その影響で休んでおられる従業員の方々も不安な日々を過ごしているのも現状でございます。

さらに、事業所では、その従業員の方々や、お客様の安心・安全を守ることに対する新型コロナウイルス感染症対策での設備投資、また、売上げが減少している中でも月々来る家賃の支払いなど、多くの悩みを抱えている事業所がございます。

そのような事業所へのこれまでの支援策、また、今後の支援策についてお聞きいたします。

次に、(ロ)といたしまして、日常生活での新しい生活様式についてでございます。

日常生活におきましても新しい生活様式として、多様な施策や対応策、また、お知らせなどがされております。

この地域にも身近になった新型コロナウイルス感染症、町民の皆様にも本当に正しく理解していただく

ことが、この新型コロナウイルス感染症に対する地域の対応や、中傷などをなくす上でも大切なことだと考えます。

そのための対策の強化は、また、新型コロナウイルス感染症対策に加えて、これからはインフルエンザ、また、ノロウイルスといった流行期を迎える中で、町民の皆様に対しても注意喚起が必要となりますが、その対策は。

以上、(イ) (ロ) についてお聞きいたします。

**町長(山村君)** おはようございます。

ただいま、中島新一議員さんから1としまして、withコロナ時代を迎えてのご質問いただきました。

私からは、(ロ)の日常生活での新しい生活様式についてお答えいたしまして、(イ)の事業所への支援については担当課長より答弁いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の状況でありますけれども、3月下旬から4月にかけての感染者の増加を受け、国では4月7日に7都府県に対し、緊急事態宣言を発出した後、同16日には宣言を全国に拡大、5月25日に全面解除となるまでの間、外出や移動の自粛、店舗の休業要請等、様々な制限下で社会生活や経済活動にも大きな影響を及ぼしました。

国を挙げてのこうした取り組みにより、6月には、新規感染者が大幅に減少し、徐々に社会経済活動が再開されてきたところであります。一方で、人の移動や接触機会が増えたということもあり、7月以降再び新規感染者が増加しはじめ、特に、7月下旬から8月中旬にかけての全国の新規感染者数は、連日千人を超えるなど感染の再拡大が大変心配な状況になっております。

長野県内におきましても、7月中旬以降、毎日のように新規感染者が発生し、検査による陽性確定ベースで申し上げますと、2月から6月までが77例であったのに対し、7月の発生は34例で、同月終了時点の累計が111例、さらに8月は一月だけで、それまでの累計上回る150例が発生し、8月末時点の累計感染者数は、261例という状況となり、9月7日現在では計290例となりました。

また、当町におきましても、8月に4例の感染が確認され、隣接する上田圏域においては、クラスターの発生などにより感染者が急増しております。

町では、坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しまして、国や県の動向を踏まえながら、これまでも町のホームページや広報さかき、防災行政無線などを通じて、町民の皆様へ感染防止対策のお知らせやお願いをしてまいりました。

特に、感染を防止しながら社会経済活動を継続していけるよう、感染防止対策を日常生活に取り入れた「新しい生活様式」の実践をお願いしているところであります。

町民の皆様には「身体的距離の確保」、「人混みの中や会話の際のマスクの着用」、「手洗い・手指消毒」といった3つの基本の徹底と、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間

近で会話や発声をする密接場面の3つの密を回避していただき、引き続き、一人一人が感染防止対策を行っていただくよう、改めてお願いしたいと思っております。

また、先般、広報9月号に併せて、県が作成しました「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」を全戸に配布いたしました。この手帳は、ウイルスの特徴や感染予防、症状が出た場合の対応、人権への配慮や相談窓口などがコンパクトにまとめられた小冊子になっており、新型コロナウイルスを正しく理解し、対応するためにご活用いただきたいと思っております。

さて、まだまだ連日暑い日が続く、新型コロナウイルスの対策とともに熱中症への備えも必要となっております。

町では新しい生活様式を実践しつつも屋外で人と十分な距離が確保できる場合は、適宜、マスクを外したり、マスクをしたまま強い負荷がかかる作業や運動は避け、小まめに水分補給や換気を行うといった熱中症対策にも重点を置き、防災行政無線、メール等で広く注意喚起をしております。

これまでも行ってまいりましたが、今後におきましても必要な情報は速やかに町民の皆様にお知らせし、注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

また、これからはインフルエンザやノロウイルスが流行する季節となってまいります。新型コロナウイルス感染症同様、インフルエンザやノロウイルスもウイルスが引き起こす感染症でありますので、先ほども申し上げました3つの基本、身体的距離の確保、人混みの中や会話の際のマスクの着用、手洗いや手指消毒や新しい生活様式の実践は、こうしたウイルスの感染防止にも大変有効であり、町でも、今後、ホームページや広報さかき等で適時、適切な情報の発信を行ってまいりたいと考えております。

**商工農林課長（竹内君）** （イ）の事業所への支援についてお答えをいたします。

緊急事態宣言が令和2年5月25日に解除されて以降、制約や制限が徐々に緩和され、経済活動は再び動き出したところでございます。

しかし、新型コロナウイルス感染症は、一旦は落ち着いたものの、県内では8月に入りクラスターが発生するなど感染者が増加傾向となっており、回復をしていない地域経済にも大きな影響を与えているところでございます。

当町におきましては、町内事業所で感染者が確認されるなど、身近なところでの感染も発生していることから企業にもご協力をいただく中で、新しい生活様式に添った新型コロナウイルス感染予防対策の強化を進めております。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内事業所への支援を行うため、国や県、町においては、様々な支援や取り組みに努めてまいりました。

国においては、新型コロナウイルスによる事業所への影響を緩和し、企業を支援するための施策として、持続化給付金や雇用調整助成金、家賃支援給付金などの施策を整備拡充をしてまいり

ました。

持続化給付金は感染症拡大による営業自粛等で、大きな影響を受けている資本金が10億円未満の中堅企業や中小企業、個人事業者に対して、事業の継続を支援するため運転資金や設備資金など事業全般に使える給付金で、売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者を対象として、法人は200万円、個人事業者は100万円を上限に支給される制度であります。

次に、雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされたことに対して、一時的な休業により従業員の雇用維持を図ろうとする事業主に対して休業手当などの一部を助成するもので、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束しないことから、令和2年4月1日から9月30日までとしていた緊急対応期間を12月末まで延長することとしています。

さらに、当町では、この国の雇用調整助成金の助成を受けるため、その申請書作成や報告に係る業務を社会保険労務士に委託した場合について、支払った経費に対して補助をする新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金を創設し、町内事業者の雇用維持と事務軽減への支援を行っており、補助金額10万円を上限に国の雇用調整助成金と併せて、12月末までを補助対象期間として実施しております。

また、国の第2次補正予算により創設された家賃支援給付金につきましては、企業等の事業継続を支えるため、地代や家賃の負担を軽減することを目的に給付金が給付される制度でございます。

給付金の対象は、資本金が10億円未満の中堅企業、中小企業、個人事業者を対象とするほか、医療法人、NPO法人、社会福祉法人など会社以外の法人も幅広く対象としており、今年の5月から12月の単月のいずれかで、売上が前年同月と比べ、50%以上減少するか連続する3か月の合計で、前年同月比30%以上減少したことが条件となっております。

給付額は国の基準により、法人は最大600万円、個人事業主は最大300万円で申請受付は7月14日から開始され、令和3年1月15日までの申請期限となっております。

また、当町においても、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の事業認可を受けながら、企業ニーズや状況などを確認し、様々な補助制度や支援策などを整えてまいりました。

中小企業等の資金繰りを支えるため、4月末に新設した経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）は、事業を継続する上で必要な運転資金500万円を限度として貸付けする資金で、貸付後5年間の全額利子補給と保証料を全額補給を行い、借入者の負担軽減を図っております。

8月末の資金のあっせん申込件数は140件で、合計約5億5千万円のあっせん金額となっております。多くの中小企業者、個人事業者の支援につながっているものと考えているところでございます。

次に、県と町との協調による新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金は、長野県から緊急事態宣言がございました4月24日から5月6日までの全期間で、休業等の要請に協力した事業者に対し県と町が協力金を支給する事業で、8月末に県の審査が終了し、当町においては28事業者に支給されました。

次に、新たにテイクアウトやデリバリーなどサービス活動を行う飲食事業者を支援する新サービス創出応援補助金でございます。

対象者を町内の飲食事業者として、補助限度額を20万円、申請期間を令和2年6月1日から8月31日までとして実施したところでございます。申請件数は13件、交付決定総額254万円で、今後、申請者の実績報告に基づき、随時、補助金を交付してまいります。

次に、小規模事業者の事業継続や経営の安定を図る小規模事業者等持続化応援支援金でございます。

この支援金は、事業全般に広く使え、従業員数が20人以下の製造業や5人以下の商業、サービス業を営む事業者を対象として、令和2年2月から12月までのいずれか1か月の売上げが前年同月比で30%以上、50%未満減少しており、前年同期と比較して20万円以上減少した場合に一律20万円を支給するものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることから、対象とする期間を12月末まで延長し、現在までの実績は、申請43件で総額860万円の給付を行いました。

次に、商工会と連携して実施いたしましたスタンプラリー消費回復応援事業につきましては、町内の商業店舗やサービス業を営む事業所の経営回復と事業継続を図り、地域における消費喚起を促すことを目的に実施いたしました。

町内店舗で千円以上の買い物を5店舗でしていただき、スタンプ5つを集めると千円分の坂城商品券を進呈するというものでございますが、6月と7月の2回の実施において、総数865人の方に参加をいただきました。

また、町商工会で実施しております「坂城町飲食系応援プロジェクト クラウドファンディング2020」につきましては、インターネットを介して不特定多数の方から資金を調達するクラウドファンディング事業を通じて、町内飲食系事業所を応援する取り組みを行っております。

応援する方法は、登録店舗の応援チケットを購入、商品を購入、リターンなしの応援金といった3通りの方法となっております。

申込み受付期間は、9月15日までとなっておりますので、大勢の皆さんにご協力とご支援をいただきたいと思っております。

次に、地域応援活性化事業でございますが、株式会社まちづくり坂城が主催し、8月12日に開催した「チア・アップ! さかき2020!」を共催し、花卉生産者や小売業者などの販売促進と売上げの向上を図るとともに地域の皆さんの元気が溢れるよう、願いを込めた花火を打ち上げ

ました。

花火の打ち上げについては、テクノさかき工業団地組合の協賛をいただき、3密の回避の面から町内河川敷の離れた3か所から花火を打ち上げ、町民の皆さんが自宅周辺から鑑賞いただけるよう実施いたしました。町民の皆さんからは、直接、楽しめたとお声をかけていただいたり、SNSにコメントを投稿していただいたり、大変好評をいただいたところでございます。

最後に、今後の支援策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響は、今後も長引くことが予想され経済動向も先行き不透明で、今後の状況も予測がつかないところでございますが、引き続き、国や県、関係機関から情報収集と共有を図るとともに、町内事業所等からのご意見も伺う中で、必要なときに必要な支援ができるよう、町、商工会やテクノセンターなどと連携を図り、新型コロナウイルスによる影響から、早期に回復が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

#### 5番（中島君） 町長、担当課長より詳細にお答えいただきました。

まず、事業所の支援につきましては、3月、6月とそれ以降様々な支援策がとられており、小規模事業者等持続化応援資金は4月末の締切りを12月末まで延長していただき、現時点では43件860万円の利用、また、県の緊急事態宣言中に県の休業要請に協力してくれたお店に支払われる、県と市町村連携の新型コロナウイルス拡大防止協力金は、営業時間等いろいろと制約ございましたが、町内では28件の協力店に支払いがされたということで、感染症対策に協力されている、また、苦慮なされている事業所の皆様へ支援が行われたということです。

その支援の中でも、国の雇用調整助成金を申請するときに必要な書類作成、業務等を委託した際に係る費用を町で補助するという、町独自の制度を利用された製造業の事業主様からは、「きめ細かい支援等も考えてもらって本当に助かっています」とのお声もありますが、ただ、「コロナ感染症対策への対応は、まだまだ終わりではないので長期で支援策を考えてもらえないか、何とかお願いしたい」との声もいただきました。

また、先ほどの支援に対しましても、これから響いてくる業種も必ずあるとの考えの中で、期限の延長が対応されている支援策がありますが、条例または規約などの制約も柔軟に考えていただきながら、引き続きの支援をお願いしたいところでございます。

そして、日常生活での新しい生活様式に関しましては、コロナ禍において講習会や勉強会また研修会なども自粛される中でもあり、町民の皆様幅広く周知等をされる場が減ってきているのが現状だと思います。

町長を本部長とした新型コロナウイルス感染症対策本部を中心に、ホームページや同報系防災行政無線などで連日お知らせや注意喚起がなされておりますが、このコロナ禍におきましては、外で作業または農作業などをされている方もおられますので、自助・共助の観点から広報車での周知活動も考えていただければと思います。



町民の皆様には重ねてお願いになりますが、引き続き、手洗い、マスクの着用、咳エチケットはもとより3密の回避、そして、ソーシャルディスタンス、いわゆる安心・安全な距離を保っていただきながら、健康チェック、接触確認アプリ等の活用など新しい生活様式を実践していただきながらも、ここ最近ではアルコール消毒等での事故も増えてきておりますので気をつけていただきながら、日頃の生活を送っていただきたいと思います。

そして、インフルエンザ、これから流行期に入りますインフルエンザ、ノロウイルスの対応ですが、新型コロナウイルスの感染者とこれから流行期のインフルエンザを、命を守るという視点で数字の面から、某情報研究所の検証によりますと、新型コロナウイルス感染症におきまして、5月の非常事態宣言中には、感染者1万2,080名に対し、重症者数は328名、重症化率が0.027%、それが8月17日時点の感染者数1万3,320名に対し、重症者数は243名、重症化率が0.018%と、非常事態宣言中に比べますと感染者は増加していますが、重症者数が減少しているという状態でございます。

また、インフルエンザによりお亡くなりになった方が、厚生労働省の調べによりますと、全国で2017年には2,566名、2018年には3,323名、2019年には3,412名の方がお亡くなりになっております。

7月7日時点での新型コロナ感染症で国内でお亡くなりになった方が、1,363名と、2019年で比較しますとインフルエンザのほうが2.5倍の死者数となっております。

まさに、これから流行期になるインフルエンザへの予防もしっかり呼びかけていかなければなりません。現時点の数字ではございますが、インフルエンザのように予防接種や薬などの対応がなされていても、このような現状があるということがわかります。

食中毒に関しましても、県より現在まで5回の食中毒注意報が発令されており、令和2年度3月31日までの県内の食中毒発生数は16件、患者さんの数が811名となっております、中でもノロウイルスの患者さんが4件、543名と断トツの要因となっております。

ノロウイルスの人から人、飲食物から人へと感染していくものでございます。家庭内でも食品の取扱い、熱を加える物は中までしっかりと加えるなどの対応をお願いしながら食中毒の3原則「つけない・ふやさない・やっつける」を念頭に置いていただき、引き続きの手洗いなどをしていく中で対策をとっていただけたらなあと思います。

それでは、2、焼却施設についての質問に移りたいと思います。

(イ)のB焼却施設についてです。

中之条地籍に昭和54年3月に竣工された現在の焼却施設ですが、老朽化により平成17年に千曲市ごみ焼却施設建設地検討委員会が設立され、千曲市に建設される計画になりました。

最近、地域の住民の方から、千曲市の焼却施設はどんな感じで進んでいるのか聞かれることが多くなってまいりました。

そこで、千曲市に建設中のB焼却施設の進捗状況と稼働は、いつ頃になるのか、以上、(イ)についてお聞きいたします。

**住民環境課長(関君)** 焼却炉についての(イ)B焼却施設についてお答えします。

当町を含む長野地域のごみ処理につきましては、平成12年にごみ処理広域化基本計画が策定され、各市町村等で個別に行っている可燃ごみの処理の施設を集約することで事業の効率化を図ることとされました。

可燃ごみの焼却施設は、長野市にA施設、千曲市にB施設、須坂市に最終処分場の建設が決定され、長野市のA施設につきましては、長野市松岡地区に平成31年3月からながの環境エネルギーセンターとして、焼却炉が日量405トン、灰溶融炉が日量44トンの施設として供用開始されています。

当町を含む千曲市及び長野市の一部の可燃ごみ処理を行うB焼却施設につきましては、平成21年に千曲市が建設候補地を決定しまして、公表して以来、度重なる交渉を重ねていただきまして、平成29年には地元と建設に係る基本協定が締結されまして、千曲市屋代地区に施設の規模としましては、焼却炉が日量100トン、灰溶融炉が日量10トンで計画されまして、令和3年3月までの工期で、翌年4月から当町を含むごみの全量受入れを予定していたところでございます。

しかし、昨年の令和元年東日本台風の影響で、工事現場が浸水しまして、工事が一時中断となりまして、遅延が生じたことから工期の延長を余儀なくされました。

被災の影響から工程の見直しをする中で、本年2月1日、「新ごみ焼却施設整備に係る町民説明会」これを坂城テクノセンターで開催しまして、工程の遅れからごみの全量受入れが6か月遅れてしまうこと、それから工事延長の期間中は、葛尾組合焼却施設のごみの受入れを引き続き行いたい旨の説明を行い、了解をいただいたところでございます。

B焼却施設の現在の工事の状況でございますが、工程見直し後につきましては予定どおり進捗しており、現在は、工場棟1階、躯体コンクリート工事のほか管理棟などの基礎工事を進めている状況だということでございます。

今後の予定としまして、プラント設備工事に着手し、来月以降、焼却炉や灰溶融炉関連の工事に進んでいきます。

B焼却施設の本稼働は、令和4年4月からではございますが、半年前の令和3年10月の試運転の段階から可燃ごみの全量受入れを行うとしている工事につきましては、おかげさまで順調に進んでいるとのことでございます。

今後におきましても、予定どおり進むことを期待しているところでございますが、当町としましても、葛尾組合からB焼却施設へ移行する準備を千曲市などの自治体等とともに進めていきたいと考えているところでございます。

**5番（中島君）** 担当課長より詳細に答弁いただきました。

昨年の災害により工期の遅れはあるということでしたが、計画どおりに進んでいるということなので、今年は、災害もなく順調に進んでもらいたいところでもございます。

最後です。

まとめとしまして、9月中旬より感染症の落ち着いてきた地域から農林水産省所管のGo To Eatキャンペーンが始まります。今、町内飲食店では新型コロナ感染症に対しまして、このような県より出されている推進シール、推進宣言シールなど、ポスターなどがあります。

この新型コロナ対策推進の店という形で、店舗の対策推進をアピールしながら、お客様に安心とサービスを提供している事業所に創設されている制度でございます。

対人距離の確保、消毒設備の設置、施設の換気など様々な対策に対し対応しているお店でございます。町内の商業店舗ご利用の際には、一つの目安として皆様には認識していただければと思います。

また、対応されていない商業店舗の事業主様には、施設のコロナ対策に取り組んでいただき、町の商工会にて新型コロナ対策推進宣言をしていただきますと、このシール、先ほどのこのシールとポスターをもらうことができますので、この制度に参加していただいて、少しでも売上げアップにつなげていただけたらと思います。

加えて、8月には新型コロナ感染症の影響により、事業収入が減少している中小企業等に対して、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税の軽減の対策が発表されました。令和3年度の課税分が軽減されるということなので、事業主の方々には、総務課の税務係か商工会などに相談していただき、ぜひ、申請していただきたいと思います。

いずれにしましても、新型コロナ感染症に対し、世間の不安をあおる情報より、皆様には町の感染症対策本部の情報や注意喚起等をお聞きいただきながら、また、各関係機関には、町民の皆様の生活の安心・安全と安定の確保、また、町内事業所の経営と経済の一日も早い正常化を目指し、一丸となって考え押し進めていきましょう。

これで私の一般質問を終わります。

**議長（西沢さん）** ここで10分間、休憩いたします。

（休憩 午前 9時39分～再開 午前 9時49分）

**議長（西沢さん）** 再開いたします。

次に、3番 山城峻一君の質問を許します。

**3番（山城君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず初めに、1. 学生支援についてです。

（イ）、現状について。

6月の定例会において、同僚議員の意見を参考に県外に在住の町出身の学生に何らかの支援ができないかと提案させていただきました。その後、7月末の臨時議会において、町から坂城町学生リフレッシュ応援事業を含む補正予算案が提出され、またそれが可決し、本事業は8月1日より申込みが始まりました。私自身、提案した者の一人として、この事業が真に学生のためになってほしい、また、より多くの学生がこの事業を利用してほしいと思っています。

この事業は現在進行形であり、9月30日まで申請を受け付けているわけですが、この議会の場において、改めてこの事業の目的、そしてどういった方が対象となるかをお伺いいたします。

また、今も申し上げましたが、申請の受付開始から1か月がたちましたが、現在の申請状況はどのようになっているのか、そしてこの事業に対しての学生本人からの意見や感想があるとは思いますが、本人からの声、意見は寄せられているかをお伺いいたします。

**町長（山村君）** ただいま山城議員から、学生リフレッシュ応援事業のご質問をいただきました。お答え申し上げます。

現在も全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症につきましては、7月下旬以降、都市部を中心に感染者が急増し、また、8月に入ってから、県内においても感染のクラスターが発生するなど、第2波とも捉えられる状況が続いております。

国の緊急事態宣言は解除されましたが、町では感染拡大防止のため、感染者が多数発生している地域との往来などについて、十分注意していただくよう様々な媒体を通じて発信しており、町民の皆様のご理解とご協力に対して深く感謝申し上げますところであります。

町といたしましては、日々状況が変化する中、国・県の対策・支援の届いていない範囲や、より影響が深刻であると思われる方に必要な支援が届くよう、町独自の対策や支援策を迅速に打ち出し、実施しているところであります。

ご質問の学生リフレッシュ応援事業はそうした取り組みの一つとして、緊急事態宣言が出されている間、町に帰省ができなかったり、新型コロナウイルスの影響で学校に行けない、アルバイトもできないなど、不安な時期を過ごされた学生の応援事業として、多くの大学等の夏休みの開始に合わせ、8月1日から実施しているところでございます。

お渡しする応援券は、びんぐし湯さん館の贈湯券——お湯の券、坂城商品券、私の応援メッセージをセットにしたもので、親元を離れて頑張っている学生が、この夏休みや年末年始などに坂城町に帰省した際に、ご家族や同級生らとお互いの無事を祝い、心身ともにリフレッシュを図っていただくとともに、地元のお店を利用して特産品を購入するなど、ふるさと坂城の良いところを再認識する機会としていただければと思っています。

また、離れた地で頑張っている学生を坂城町が常に応援しているという気持ちをメッセージにより伝えたいという思いも込めた事業であります。

対象者といたしましては、親元を離れ町外で生活する大学や短大、専門学校などに在学する学

生で、町内に親御さんなど保護者が居住し、帰省する先がある方としております。

申請期間といたしましては、多くの大学等の夏休み期間と合わせて8月1日から9月30日までとしているところでございますが、7月下旬以降、都市部を中心とした感染者の急増を受け、まだ申請のタイミングの様子を見ている状態の学生もおられると聞いております。9月7日現在で81件の申請をいただいている状況でございます。

また、応援券は、夏休みは帰省しないが、年末年始に帰省しようと考えている学生さんにもご利用いただけるよう、町内に住む親御さんに申請いただくことも可能としているところであります。

なお、本事業において応援券をお渡しする際に、受け取った学生の意見や感想をお寄せいただけるよう案内を同封しておりますが、これまでに3件、応援券に対する感謝の気持ちとリフレッシュに使いますという声のほか、「帰省はできないがぶどうを送ってもらい、町の自慢をしながら友人と食べたい」といった大変うれしい声をいただいているところでございます。学生の皆さんには、この応援事業を是非ご活用いただき、帰省された際には、ふるさと坂城で心身ともにリフレッシュしていただき、帰省がかなわない場合はご家族を通じて、町の特産品などをお送りいただくなど、生まれ育った故郷に思いをはせていただきながら、夢や目標に向かって、勉学に励んでいただくとともに、感染予防に万全を期し、元気に生活されることをお祈りしております。

せっかくでございますので、先ほど紹介しなかった3名のコメントもちょっと申し上げますと、こんなことを書いていただいております。「感謝、リフレッシュに使います」「感謝、季節になったらぶどうを送ってもらおう予定。帰ったら湯さん館に行くことが楽しみ」それから「感謝、授業も学祭もオンライン。友人と遊ぶことも難しく寂しい思いも。不安もあるが頑張りたい」との声が寄せられております。

**3番（山城君）** 今、町長から力強い答弁を頂きました。応援メッセージについては町長のお考えもあり、私も6月議会において町長のメッセージを入れてほしいということをお願いをいたしました。やはり、町の顔である町長の思いをどんな形でもいいので学生自身に伝えてほしいという思いはありましたので、それをかなえていただきまして、その結果、3名、その人数というのが多いと見るか少ないと見るか、それはそれぞれの考えだと思いますが、今、町長から頂いたメッセージ、やはり感謝という言葉が一番最初に来るとするのは、本当に学生本人からの本当の思いなのかなと思います。やはりその声は今この議会という場で伝えていただいたこと、私は本当にうれしく思いますし、私も議員の一人としてというのもありますし、坂城に住む一人として、坂城は胸を張って頑張っているんだよと。また、もちろんほかの地域もそうですし、日本全体もそうですし、世界全体もコロナに対して一生懸命挑んでいるんだよというメッセージも、メッセージというか思いも込めていければなあと思います。

坂城町において、町外に住む学生に帰省してもらい、リフレッシュしてほしいとの思いで、本

事業を実施していることが、今の町長の答弁で改めてわかったわけでございます。

しかし、この新型コロナウイルス感染症については現時点でなかなか収束の見通しが立たない状況であるかとは私は思っております。非常事態宣言は出されてはいなくても、学生の住む場所の感染状況であったり、長野県や坂城町の感染状況によっては、帰省できるという状況であっても帰省をためらったり、または帰省をしにくいという状況があったりする場合があります。もしくは起きているかもしれません。そのことを考えれば、今後においてまだまだ状況によってですが、学生に対する支援というのは必要になるような気もすると思っております。その場合、今回は代理申請も可ということではありますが、町外の学生でも直接申請ができる仕組みを整えたりだとか、そういう受け取りができるオンライン申請を含めた仕組みを整えたりと、または学生を直接支援する方法であったり、または新型コロナウイルス感染収束後を見据え、学生が卒業後や就職、あるいはUターン支援も絡めて、町として取り組むということも必要ではないかと考えております。

新型コロナウイルス感染症により、これまで以上にオンライン化が進むと思われま。直接人と人が顔と顔を会わせて手続を行うという方法も、もちろん大事ではあります。

しかし、この新型コロナウイルス感染症を契機に、そういったオンライン化の申請も含めて、離れていても、例え坂城からちょっと離れていても、申請ができる方法というのをより進めていただきたいと思っております。

続いて、2としまして、新型コロナウイルスと人権についてというテーマで質問させていただきます。

(イ) 感染者の情報についてということですが。

毎日テレビや新聞を含めたメディアが、その日の感染者数を報じています。長野県においても、4月半ば過ぎまでは感染者の発表について、一部を除き保健所単位の発表となっておりました。それ以降は、市町村単位の発表に変わり、感染者の様々な情報は県の総合サイトにまとめられています。

感染症の情報、特に感染者数の情報が多くの方が関心を持っていることと思います。先月8月、町内においても感染者が確認されております。感染者の情報が市町村単位の発表となっているわけですが、町が感染者の情報を得た後、その情報はどのような過程を経て発表をしているのか、また、発表するにあたり配慮していることは何かということをお伺いいたします。

そして、(ロ) 人権を守る取り組みについてということですが。

新型コロナウイルス感染症の何が怖いのかといえば、もちろん感染症そのものも怖いものと思いますが、まだその正体が解明されていないことだと思っております。例えば、根本的な治療がないことや感染症に効くワクチンがまだ完成していないことも、その怖さの理由ではないかと思っております。

見えない敵、ウイルスへの不安が特定の対象を見える敵とみなして、嫌悪の対象とし、嫌悪の対象を偏見、差別し、遠ざけることで、つかの間の安心感が得られるということが、日本赤十字社のホームページに掲載されておりました。

8月中旬以降、長野県において感染者数が増加している状況にあり、今後、秋から冬になるにあたり、インフルエンザの流行もそうですが、新型コロナウイルス感染症がさらに流行する、併せて流行する恐れもあると考えられます。

県内においても、新型コロナウイルスに感染した方に対する不理解などから、感染者やその家族、または勤務先への誹謗中傷事案というのも発生しているとの報道があります。

では、町内において、感染者などがそのような不理解から差別など受けてしまった場合の相談窓口、安心して相談を受けられる窓口はどうなっているのかをお伺いいたします。

また、今現在も感染者などに対する配慮の呼びかけは、防災無線などを通じて行っていることは承知をしております。新型コロナウイルス感染症がさらに流行する可能性もあることから、呼びかけのさらなる強化などの予定はあるかも、併せてお伺いいたします。

そして、町内全体への注意喚起は必要ではありますが、学校現場においても、子ども達が新型コロナウイルス感染症に関する差別が絶対にあってはならないと思っております。学校現場においては、日頃から様々な人権教育がされているとは思っておりますが、新型コロナ感染症においても、どのように取り組んでいるかをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問です。

**福祉健康課長（伊達君）** 2. 新型コロナウイルスと人権について、私からは（イ）の感染者の情報についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、7月以降全国的に再拡大をし、県内も同様に7月、8月と感染者が急増いたしました。町内におきましても、8月7日に初めてとなる感染者の確認が県より発表され、町内では8月中に4名の感染が確認されました。

感染者や濃厚接触者等に係る一切の情報については、県が一元的に管理していることから、町も、県から提供される情報により感染者の発生を知ることとなるわけですが、情報の提供を受けるタイミングも、県の記者会見とほぼ同じタイミングということでございます。

また、提供される内容につきましても、県によるプレスリリースと同様となっており、氏名や住所などの個人情報が町にも開示はされておられません。

このように、限られた情報ではありますが、感染の発生については、その都度、対策本部内で情報の共有を図り、町内での感染動向を正確に把握するとともに、町民の皆様に対しても、町のホームページ、防災行政無線、すぐメール等により、感染が発生した事実、感染防止の取り組みのお願いと注意喚起、人権への配慮を内容とした情報を速やかにお知らせしております。

加えて、感染された方に関する年代や性別、職業、症状、経過、行動歴、濃厚接触者などの情

報については、県のホームページでも公表されておりますが、町においても同様の内容を町ホームページに掲載し、町民の皆様が様々な機会を通じて情報にアクセスできるようにしております。

また、情報をお伝えするにあたっては、ホームページやメール配信による文字でのお知らせとともに、防災行政無線による音声でのお知らせを基本として、正確な情報を迅速かつ適切に、あらゆる皆様に幅広くお届けできるよう配慮をしているところでございます。

**企画政策課長（臼井君）** 私からは（ロ）の人権を守る取り組みについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、8月以降、県内の感染者が急増する中、当町でも感染者が確認されましたが、感染者や接触のあった方はもとより、町民の皆様の適切な行動により、町内で感染が拡大することはありませんでした。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染された方やそのご家族に対する誹謗中傷や、治療に従事する医療関係者に対する不当な差別的取扱等が懸念されるところであり、帰省した方への不当な差別やクラスターが発生した店舗等への誹謗中傷など、様々な事案が報道されております。

町におきましては、感染症防止に係る注意喚起や正確な情報提供等に加えて、人権に関する啓発についても、県と一体となって早い段階から取り組んでいるところでございます。

これまで県におきましては、不当な差別的取扱等をしないことや、他者の人権を尊重し、一丸となって新型コロナウイルス感染症に立ち向かっていくことなどについて、県のホームページへの新型コロナウイルス感染症対策総合サイトの設置や県人権大使によるメッセージ動画の放映など、様々な方法により周知を図っているところであります。

当町におきましても、町ホームページや同報系防災行政無線、すぐメールの配信等により、新型コロナウイルス感染症の情報提供や注意喚起に合わせて、誤った知識や不確かな情報により、感染した方や治療にあたった医療機関関係者及びそのご家族などに対して、不当な差別や偏見、いじめなどが行われないう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いしているところです。

続いて、新型コロナウイルスに感染したことによる相談窓口についてでございますが、町内では、定期的に開催される心配ごと相談、法律相談でご相談をお受けするほか、日常におきましては隣保館内の人権・男女共生係がご相談をお受けしており、相談をお聞きした上で、内容に応じたより専門的に対応できる相談窓口が必要であればご案内しております。

また、県や法務局等におきましては、従前より窓口や電話による人権相談やみんなの人権110番、子どもの人権110番、外国語人権相談ダイヤルなどにより、人権に関する困り事などに対する各種相談を実施しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者等への誹謗中傷などが全国的な課題となっておりますことから、県では、先月26日から電話による新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口を開設し、被害者の早急な支援を図るよう努めているところであり、町ホームページにお



いても、そうした人権に関わる様々な相談窓口についてご案内をしているところでございます。

次に、感染者などに対する配慮の呼び掛けの強化はとのご質問であります。先ほども申し上げましたとおり、町におきましては、町ホームページや同報系防災行政無線、すぐメール等において、感染症に関連する人権への配慮について啓発を実施しております。

特に、今般の新型コロナウイルス感染症につきましては、注意していても誰にでも感染の可能性があることを認識していただき、県や町が発信する正確な情報に基づいて冷静な対応と行動を取っていただくよう、改めてお知らせするとともに、引き続き県等とも連携し、感染された方などに対する配慮について、当町ならではの多様な媒体を活用して継続的に啓発、情報発信に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**教育文化課長（堀内君）** 私からは（ロ）人権を守る取り組みについて、学校現場でのコロナ禍における人権教育の取り組みについてお答えいたします。

人権教育につきましては、坂城町教育大綱におきましても、「生きる力と感性豊かな子どもを育む学校教育」及び「人権教育の推進」について、基本方針として示しております。この基本指針の中で、学校における人権教育につきましては、「相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現することができる子どもの育成」として示されてもおります。

これら基本指針を受け、小中学校で定める学校基本計画の中で、人権教育について定め、全教育活動の場を通じて日常生活の中にある差別や偏見を取り除くため、差別に気づき、差別を許さず、差別をしない確かな人権感覚を持った子どもの育成に努めております。

今回のコロナ禍におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の取り組みについて、保育園、小中学校の臨時休業等の対応について、保護者をはじめ、町民の皆さんに向け、ホームページや通知等で複数回お知らせをさせていただいてまいりました。

その新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みについて、お知らせ等をする際には、その都度、不当な差別や偏見、いじめなどがなく、啓発をしてまいったところでございます。

国におきましても、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けてといった、文部科学大臣からのメッセージが8月25日付で発出されたところでございます。このメッセージは、児童生徒等学生の皆さんへ、教職員をはじめ学校関係者の皆様へ、そして保護者や地域の皆様へと対象を3つに分け発表されており、町におきましても、文部科学省ホームページにリンクを貼り、町ホームページにおいて紹介しているところでございます。

また、県教育委員会におきましても、9月1日付で、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見防止に関する取り組みについて、プレスリリースがされたところでございます。その具体的な取り組みといたしますと、1つ目として、児童生徒等のための新型コロナ差別・偏見等相談専用ダイヤルの設置、2つ目として、感染者が確認された学校に対する支援として、養護教諭、スクールカウンセラー、指導主事等で構成するサポートチームの派遣、新型コロナウイルス感染

症に関するチェック票の作成と配布、そして3つ目として、差別・偏見を防ぐための取り組みの好事例等の紹介が上げられ、誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守ることが県の新たな重点項目として示され、町内小中学校へも周知したところでございます。

そして、町内小中学校におきましても、オンラインで行う全校集会での校長講話や学校だより等の中で、誰もが感染する可能性があること、感染による不当な差別や偏見、いじめなどがないよう、児童生徒及びその保護者に対して、継続した周知、啓発に努めているところでございます。

また、今回の新型コロナウイルスにおける差別につきましては、子ども達がウイルスに対して正しい知識を持っておらず、過度に不安や恐れを抱いてしまい、相手を傷つける言動が起きやすいといったことも推察されることから、坂城中学校では、病院の医師により作成された、新型コロナウイルス感染を乗り越えるための説明書といった、子ども達にも分かりやすい資料をホームページに掲載し、啓発を図っているところであり、町校長会において各小学校へも紹介し、児童生徒向けの啓発資料としたところでもございます。

このような啓発活動を行うとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症とともに生きていくウイズコロナによる新しい生活様式を取り入れた教育現場での対応を行いながら、感染リスクがゼロにはならないということを受け入れた上で、学校、家庭と連携し、さらには地域の皆様のご理解とご協力を頂く中で、可能な限りリスクを低減させる努力をしながら、学校教育活動を継続してまいりたいと考えています。

**3番（山城君）** これは8月31日付ですか、町長よりメッセージが発信されております。やはり、町内で感染が確認されたという情報のほかに、新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性がありますという町長の言葉がありました。

また、感染された方やそのご家族、今、担当課長からありましたように、感染された方や、そのご家族など、関係される方への差別、偏見、いじめなどの行為は許されることではありませんので、このようなことが決して起こることがないように、町民の皆様には正確な情報に基づいた冷静な対応と行動を併せてお願いいたしますという言葉に、私は力強さを感じたわけであります。

やはり、この議会において改めて、町長から、繰り返になってしまうのかもしれませんが、改めて町民に向けて、力強いメッセージを頂けたらと思っておりますが、よろしく申し上げます。

**議長（西沢さん）** 質問ではないですね。

**3番（山城君）** 町長からぜひお願いをしたいんですけど、そういうことできないでしょうか、お願いいたします。

**町長（山村君）** 今、山城議員さんから、人権ということについてお話ありました。

坂城町で8月に入って、残念ながら感染者が出たということで、真っ先にその感染された方に対する配慮というのをしなきゃいけないなということを言われました。そのメッセージを繰り返すことはしませんけれど、これから事あるごとに、そのお話は、メッセージは、防災行政無線で

すとか、ホームページで続けていきたいと思っております。

このメッセージは、私どものほうから発出したことによって、よくそういう発言をしてくれたという感謝の言葉も、別途頂いておりますので、それに関心を持たれている方たくさんいらっしゃると思いますので、常に配慮してメッセージを出し続けたいというふうに思っております。

以上です。

**3番（山城君）** 今、町長から改めて言葉をいただいたことで、私自身も安心したわけでありまして、町民の皆様にとっても、本当に誰もがかかる、ここまでくれば市中感染も起きていると見てもおかしくないと思います。

もちろんこれまでの感染予防対策はするということは、当然必要でしょうし、そうはいっても、町内に住まれる方においては、町内だけでなく、町外においても様々な活動、お仕事をされているわけでありまして。どんなに予防をしたとしても、あるいはどんなに対策を講じたとしても、防ぎ切る、完全に防げるということは難しくなっているのかもしれない。

つまり何を言いたいかといえば、意識を高めるには、町長からいただいた人権に関しても意識を高める、そこが大事なんではないかと思っています。もちろん意識ばかり高めても、気が休まらないと、そういうこともあるかと思えます。

しかし、再三になりますが、その意識を高めるということが、今、この町にも求められているのではないかと思っております。いささか唐突な再質問というか、町長からのメッセージを求めたわけではありますが、そろそろまとめに入りたいと思うんですが、新型コロナウイルス感染症によって、世界は大きく変わったと、そして変わろうとしていると、私は思っているわけでありまして。

もちろんこれまでどおりのものも多くあるでしょうし、変わってはいけないものも多く存在すると思っております。

しかし、コロナウイルス感染症の収束、終わりがいつになるのかというのは、人によって意見は様々であります。先ほどの学生支援もそうです。国としても、また県としても、町としても、様々な学生支援をさせていただいている、してもらっているということは承知をしておりますが、これからの未来を担う学生にとって、通常の授業ができないとか、先々不安になる、それは卒業後の就職に関してもそうだと思います。

コロナに関しては、町だけでなく、県や国、全世界に影響を及ぼしているわけでありまして、就職の時期になったときに、坂城に戻ってきたいと思えるように、やはり今から準備をしていたきたいと、最初の学生支援のところに戻ってしまうんですが、とにかくコロナの収束が1年以上と答える人も多いという状況は、私の耳にも入ってきております。

これは感覚のことではありますので、実際終息が本当にいつになるのかというのは、全く見通しが立ちません。

それまでの間、コロナの収束が図られるまでの間、6月議会でも述べましたが、これまでにないほどの柔軟な対応、柔軟な考え方が、これまで以上に必要になってくるのかと思っています。

町長をはじめ、町職員の方々には日々大変なご努力、そしてご苦勞が多くあるかと思っております。私たち議会としても、そして私一人の議員としても、町民の声をたくさん聞き、そして何か実現できるものがあれば、できるだけ早く実現をし、そして一步でも二歩でも不安の解消となり、その不安の解消がさらなる経済活性にもつながったりだとか、あるいはコロナの収束に向けての準備になればと思っております。

こういうときだからこそ、結束して連携して、知恵を出し合うということが必要ではないかと思っております。この状況乗り越えるには、そういった結束、連携、団結が必要だということを書かせていただきまして、以上で、これで私の一般質問は終わりにしたいと思います。

**議長（西沢さん）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時26分～再開 午前10時36分）

**議長（西沢さん）** 再開いたします。

次に、10番 朝倉国勝君の質問を許します。

**10番（朝倉君）** ただいま、議長より発言の許可がありましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

冒頭、お断りを申し上げたいんですが、今9月議会では新型コロナウイルス関連の質問が11名に及んでおります。同じ質問が重複するようなことがあろうかと思っておりますけれども、答弁につきましては十分ご配慮をお願いするようお願いをしたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

さて、昨年末、中国の武漢で発生を見ました新型コロナウイルスによるパンデミックは、瞬く間に全世界に感染の拡大をもたらし、命を守ることに各国が懸命な対応を、今も世界の指導者や医学界の方々が努力を傾注されておられます。そのために、それぞれの国の経済活動が突然停止の状態に陥り、現在は大変な状況にあるということは、私が説明をするまでもございません。

9月議会につきましては、コロナ禍に伴う感染予防と経済活動の両立をする中で、社会生活ができる限り通常の状態に戻すウイズコロナの考え方に立って質問をしたいと考えております。

新型コロナウイルスが我が国に感染拡大を始めた当初は、治療方法、治療薬等、全く未知の世界で、重篤者が多く発生し、致死率も通常のインフルエンザ以上の被害の想定がされ、緊急事態宣言を発出する中で、業界によっては休業、働き方の変更、国民の皆様には外出の自粛要請を行い、感染の発生の防止に国を挙げて対応を図り、感染拡大が一定程度の形に抑え込むことができたのではないかと考えております。

諸外国に比し、感染者数、死亡者数、重篤者数、それぞれにおいても、医学界、医療従事者、関係機関の皆様が現在の数字に表れていることに敬意を表したいという思いでございます。

さて、当坂城町におきましても、この新型コロナウイルスを早期に、早急に乗り切れるように様々な企画をなされております。特に8月12日、疫病コロナ退散五穀豊穡の願いを込めた花火がテクノさかき工業団地組合の協賛により実施をされました。今の生活実態の中では、大変うっとうしい状態が続いている中ではありますけれども、それを打ち破るための見事な花火は、私どもを元気づける大きな一助となってまいりました。関係者の皆様に、この場を借りて感謝を申し上げたいと思います。

さらに明るいニュースとして、今議会で私の同郷の大先輩であります高見澤正氏が今までの社会貢献が認められ、名誉町民に満場一致でご推挙されました。これまでのご活躍に対して心から敬意を申し上げますとともに、ご壮健でますますのご活躍をお祈り申し上げたいと考えております。

また、坂城町におきましては、今年5月に若い2人が貴い命を亡くされた事故が発生いたしました。改めてご冥福をお祈り申し上げますとともに、このような犯罪に巻き込まれた方々に対する支援の定めがなく、今事件を契機に坂城町犯罪被害者等支援条例が今議会に提案を見ました。今議会の中において、他市町村に先駆けた条例の制定が求められているものと考えております。ぜひ、今議会で満場一致で成立をさせたいという思いであります。併せて、二度と痛ましいこのような事件が再発しないことを願いたいと思っております。

さて、9月議会におきましては新型コロナウイルス感染症についても、7月、8月に入って、感染症が全国あるいは地元の坂城、上田地域でも増えていることは事実でございますが、これから私が提起する理論については、ちょっと飛躍した考え方ではないかという批判がおりかと思っておりますけれども、昨年の暮れから今日までの時間の経過の中で、専門家が科学的に分析をした理論に基づいて、私もその考えに共鳴をいたしましたので、その理論を通じてお話をさせていただきたいというふうに考えます。

時間の経過とともに科学的な解明も進んでまいりまして、一抹の明かりが見え始めたと考えてもいい状況ではないかと思えます。

今月発売された雑誌の中で、ある専門家の学者の論文で、新型コロナウイルスには、S型、K型、G型、およそ、大きく分けて3区分されまして、S型は無症状の感染者、K型は従来からあります夏風邪の状況、G型は欧米で猛威を振るった中等症または重篤者と分類され、我が国におきましては、入国制限が始まる前に、諸外国からS型、K型が入り込み、それによりK型細胞免疫が形成されましたために、コロナウイルスが弱毒化が進行し、中等症や重篤者が諸外国に比して、数字上でも大幅な違いを呈しております。これは、中国から2月末までに入国した数字が184万人に上っているわけです。その数字からも、このことが当てはまるというふうに考えております。

また、昨年暮れから始まった新しいコロナウイルス対応についても、医学のスキルアップや研

究の進展により、抑制にはもうしばらくの辛抱で乗り切れるところまでできていると考えてもよいのではないかというふうに考えております。

医学界でも科学的に分析をする中で、一言にまとめると、私が今まで述べたような形が論文に掲載されている理論でございます。

そのようなときでありますから、私は基本的に、全く感染防止の対策をしなくていいということじゃなくて、基本的には感染防止対策を、今やっているマスク、うがい、手指消毒、それからソーシャルディスタンスは確実に実行しながら、感染防止を実施しながら、経済活動のV字回復に向けてどうするかということを考えていくことが、今の時点では大変重要なことではないかというふうに考えるわけでございます。

そこで、現在、町として積極的にいろんな事業を展開している中でございますけれども、私は支援事業、6事業について具体的にどのような状況になっているか、展開にあたっては問題点があるのかどうか伺いたいと思います。

イ、1として、特別定額給付金について8月末で事業が完了いたしました。結果と課題について伺いたいと思います。

次に、2として小規模事業者持続化応援事業については、事業継続を支え、再起の糧としていただく事業でございます。大変厳しい現実を希望に変えられる事業でございます。具体的な状況について伺いたいと思います。

3として、新サービス創出応援補助金事業でございます。町内の飲食業者の困窮を支援する事業です。現状について伺いたいと思います。

4として経営安定特別資金事業についてでございます。新型コロナウイルスの関係で仕事量が激減している企業の事業支援です。現況について伺いたいと思います。

5については、雇用調整助成金申請支援事業についてでございます。経済の減速を受けて雇用の維持は社会的にも大変重要なことでございます。利用状況について伺いたいと思います。

6としては、先ほど同僚議員からも質問がございましたけれども、坂城町学生リフレッシュ応援事業であります。これにつきましては、私の支援者から坂城町出身の学生たちがコロナ禍の影響でアルバイト先の縮小や高齢者への感染防止のため、通常ですと学年末や5月連休あるいは8月の盆休み等も郷里の坂城に帰って、おじいちゃんや家族と団らんすることが子ども達の癒しにつながるわけでございますけれども、このコロナのためにどうしても自分の町外で生活しなきゃいけないという、大変苦しい状況を強いられております。そんなことから生活実感としては大変苦しい状況であろうかというふうに考えるわけです。この学生たちに元気を地元の坂城町から情報発信して、特に、今年卒業して就職をする子ども達にとっては、大変厳しい環境の中で頑張っているわけでございます。そのような学生たちに温かいメッセージを送る中で、元気な生活をしていただきたいということで、事業の取組について町長に陳情をお願いし、早速事業化に取り

組んでいただき、この場をお借りして感謝を申し上げる次第であります。

現在、担当課の課長さんといろいろミーティングする中におきましては、分母がつかめないということで、推進についてもどの程度できているかということについては、なかなか把握が難しいという実態もあるわけでございますが、状況についてどのようになっておるか伺いたいと思います。

以上、質問をいたします。

口につきましては、近隣の上田地域での感染が8月に入りまして急増をしております。今後の感染防止対策について、先ほど町長から中島議員の質問に対して回答がありましたけれども、どのような考え方があるか伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま、朝倉議員さんから、1番、一つとしまして新型コロナウイルス感染症対策の支援事業で（イ）、（ロ）、細かくご質問をいただきました。いずれにしても、冒頭、お話しありましたように、新薬等の開発あるいは新型コロナウイルスそのものの分析等も少しずつ進んでおります。その中で、ウイズコロナの中で、我々はどう生きていくかということだと思っております。

私からは（ロ）の上田地域での感染者急増に係る今後の感染防止策の考え方についてお答えしまして、（イ）の質問につきましては、それぞれ担当課長から答弁をさせます。

さて、長野県では、上田市、東御市、長和町、青木村を範囲とする上田圏域につきまして、8月21日から27日の1週間の新規感染者が33名を超え、10万人当たり換算すると17.18人と、県内でも突出した状況になったことから、同圏域に対しまして、8月28日に新型コロナウイルス特別警報を発出いたしました。

特別警報は、県が独自に設定する6段階の感染警戒レベルのうちのレベル4にあたり、感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態とされており、県では上田圏域におけるクラスター対策の徹底や一定地域でのPCR等の検査の集中的な実施、圏域内での宿泊療養施設の運用開始、他圏域からの保健所への応援派遣など、感染症対策の強化を図っております。

上田圏域につきましては、飲食店でのクラスターの発生などで、8月中旬ころから感染者の発生が連日確認され、感染拡大が大変危惧されていたところで、県の特別警戒発出前の8月25日夕方に、緊急の上田地域広域連合正副連合長会が招集され、上田圏域の4市町村長さんに、私と県の上田地域振興局長も加わり、現状の確認と意見交換をしたところで、今後も上田地域広域連合事務局を中心に情報の共有を図っていくこととしております。

ここ最近の県内の感染発生動向を見ますと、上田圏域での事例をはじめ、飲食店での会食などの機会を通じて感染が広がっている事例が大変多くなっており、県では、先ほど申し上げました対策強化の一環として、上田圏域の事業者に対し、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインの徹底とともに、利用者にも、ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう、新型インフルエ

ンザ対策等特別措置法に基づく要請をしております。

当町におきましても、上田圏域は通勤や通学で多くの町民の皆様の生活圏にもなっていることから、こうした情報を防災行政無線やホームページ、すぐメールでお知らせし、町民の皆様への注意喚起を行っているところでございます。

多くの人の接触機会がある事業所や飲食店などにおける感染防止策の徹底は、今後の感染拡大抑止に向けて大きな課題であります。県でも今後の対応方針について、各地域振興局にガイドライン周知・推進チームを設置し、市町村や関係団体と連携しながら、個別の事業者への感染拡大予防ガイドラインの浸透を図ることとしております。

県の感染警戒レベルが3で、新型コロナウイルス警報が発令されている当町を含む長野圏域につきましても、長野市の飲食店においてクラスターが発生するなど、予断を許さない状況で、8月26日には長野地域振興局と管内市町村の連絡会議がテレビ会議形式で実施され、長野地域のガイドライン周知・推進チームの活動についての説明を受けたところであります。

当町としましても、町内で感染が発生していることや、長野圏域内での感染発生状況、隣接の上田圏域における感染の拡大といった状況を踏まえ、長野地域振興局にご相談をし、管内でいち早くこの周知・推進チームの活動の取り組みを実施することといたしました。

去る9月4日には、ながの食品衛生協会坂城支部の役員会において、町からガイドラインの内容について説明を行ったほか、現在、県及び町、商工会が連携しまして、幾つかのチームをつくり、明日、9月9日、午後、長野地域振興局長さんも参加されて、町内の飲食店を中心に訪問を行うよう調整を進めているところでございます。

新型コロナウイルスにつきましては、有効性のあるワクチンが実用化されるまでの間、社会活動や経済活動が活発化する中で、個々の人々や社会全体で適切な感染予防対策を行いながら共存をしていく必要があり、今後も引き続き、町民や事業者の皆様にもご協力をいただきながら、様々な手段を講じ、感染予防、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**総務課長（柳澤君）** 1、新型コロナウイルス感染症対策の支援事業について、イ、新型コロナ感染症対策として実施している事業についてのうち、特別定額給付金についてお答えします。

国内における新型コロナウイルス感染拡大を受けて、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行い、全都道府県を対象として、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛や人と人との接触の最大限の削減を要請したところであります。

こうした外出の自粛や移動の制限などは、家計への影響を及ぼすことから、その迅速かつ的確な支援が必要であるとして、政府は今年4月20日に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を閣議決定したところでございます。

その中の一つとして、国民全員に1人10万円を給付する、特別定額給付金事業が設けられた



ところであり、国全体の事業費としましては、事務費も含め、約1兆2千800億円に上る規模でありました。

当町におきましても、4月末に約15億円の補正予算を専決処分し、できる限り早く町民の皆さんに給付できるよう、システム改修や申請書類の封入、郵送作業など、多くの職員がかかわる中で進めたところでございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、3密を回避するために原則郵送による申請をお願いしたところではありますが、申請期間中の一定期間は文化センターに申請窓口を開設し、直接申請していただける対応をとったところでもございます。

8月25日に、当町における申請受付を終了したところではありますが、9月2日現在の給付実績としましては、給付対象者のうち99.78%に当たる1万4,839人分、14億8,390万円の給付を行ったところでございます。

申請期間中におきましては、申請期限までに忘れずに申請していただくように、広報やホームページ、防災行政無線において随時お知らせするとともに、未申請の方に対しては再勧奨の通知を行い、また、職員が直接ご自宅に訪問し、申請期限をお伝えするなどの対応を図ってきたところでございます。

最終的な未申請者のほとんどは、住民基本台帳上、町内に登録されているものの、何らかのご事情により、実際は住んでおられないものと考えられるところでございます。

事業にあたっての問題点といたしましては、4月の閣議決定後、全国一斉に準備作業に追われたことなどから、当初、システムの対応や郵送の手続などに時間を要し、申請書の発送が若干遅れてしまったことや、マイナンバーカードによる受付手続も可能でございましたが、オンライン申請が少なかったことなどが挙げられるところであります。

**商工農林課長（竹内君）** イの新型コロナウイルス感染症対策として実施している事業についてのうち、商工業関連の町内事業所向けに実施をしております支援事業についてお答えをさせていただきます。

最初に、小規模事業者等持続化応援支援金でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けた町内小規模事業者等の事業継続を支えるため、事業所の経営に係る経費や設備の導入、更新など事業全般に広くご利用いただける支援金となっております。

支給対象者といたしましては、町内に主たる事業所を有する法人または個人事業者が対象で、製造業や飲食サービス業、小売業のほか、建設業、農業、福祉、医療など、町内で事業を営む様々な業種を対象として、従業員数につきましては、常時使用する従業員が製造業及びその他事業については20人以下、商業やサービス業については5人以下を対象要件としております。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから、本支援金の対象期間を12月末まで延長し、令和2年2月から12月までのいずれか1か月の売上げが、前年同月比で30%以上50%未満減少していることと、同期間内で前年同月比が30%以上50%未満減少してい

る月を含む連続する任意の5か月の総売上げまたは同期間のうちいずれか1か月の売上げが前年同期間と比較して20万円以上減少した場合に支援金を給付していることとしております。

支援金の額は、一律20万円で、申請受付期限は令和3年1月29日までとし、1事業者につき1回申請できることとしております。

8月末までの申請状況といたしましては43件の申請がございまして、総額860万円を給付いたしました。

次に、新サービス創出応援補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛要請等の影響を受け売上げが減少した町内飲食事業者が新たなサービスとして、テイクアウトやデリバリーなど経営の多角化や売上げを確保する取り組みを行った場合に、その初期経費を補助するものでございます。

対象者は町内で飲食事業を営む法人、個人事業者で、4月1日以降にテイクアウトまたはデリバリー事業を開始し、テイクアウト用の包装容器や宣伝広告用のチラシやポスター、インターネット等に掲載する広告料、配達用の保冷、保温ボックスや真空パック機など、新たな事業展開に必要な経費を補助対象としております。

本事業の補助金の額は20万円を限度とし、補助対象経費の10分の10を補助するもので、申請期間を令和2年6月1日から8月31日までとして実施をいたしました。申請件数等の状況でございますが、申請件数13件、交付申請総額254万円について交付決定を行っており、今後、申請者の実績報告に基づき、随時補助金の確定、給付を行ってまいります。

続きまして、町の制度資金として4月に新たに創設いたしました経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）について、ご説明申し上げます。

この制度資金は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある町内中小企業、小規模事業者等の資金繰りを支えるため、貸付限度額が500万円、貸付利率を年0.8%と低く設定し、据置期間も2年以内に延長するなど、事業者の方の負担が少なく利用できる制度となっております。さらに、貸付後5年以内は金利負担をなくし、保証料を全額補給することとしておりますので、中小企業等の経営安定と事業継続を図る上では、非常に有効な支援策であると考えております。

4月末からの融資あっせん開始後、8月末までのあっせん申込件数は140件で、総額約5億5千万円のあっせん額となっており、多くの事業者にご利用いただいておりますが、取扱期間を来年3月31日までとしておりますので、引き続き、町内の事業者の資金繰りなど資金需要に応じられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金につきましては、この補助制度は町内事業者が従業員等の雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の助成を受けようとする場合に、その申請書作成に係る業務を社会保険労務士に

委託する際に要する経費に対して補助を行うものでございます。

対象者は、町内の事業所の事業主としており、休業期間が令和2年4月1日から12月末までとする国の緊急対応期間を補助対象としております。

補助金の額は10万円を限度とし、補助対象経費の10分の10を補助するもので、1事業者につき1回申請できることとしております。事業実績につきましては、8月1日から受付を開始しておりますが、現在までに2件、補助申請総額20万円の申請がございました。引き続き、事業所の皆様への周知に努めてまいりたいと考えております。

ご質問をいただきました町内事業所に対する支援事業の状況につきましては、以上のとおりでございますけれども、課題や問題点としましては、それぞれの事業の利用件数の大小はございますが、それぞれの事業所に必要な支援をさせていただき、事業の継続と雇用の維持を図る上で一定の効果があったものと考えております。

今後も町内企業等の状況やニーズを得る中で、経済活動が一刻も早く回復するよう、支援団体、機関と連携し、引き続き、町内事業所の支援策を講じてまいりたいと考えております。

**企画政策課長（臼井君）** イの新型コロナウイルス感染症対策として実施している事業についてのうち、坂城町学生リフレッシュ応援事業の状況についてお答えいたします。

今年4月に緊急事態宣言が発出され、学校も休校になり、アルバイトにも行けず、帰省することもできなかった学生の皆さんは、親元を離れ生活する中、大変不安な時期を過ごしたと思います。

学生リフレッシュ応援事業につきましては、そういった学生への応援として、多くの大学等の夏休みの期間に合わせ、8月1日から9月30日までを申請期間として実施しているところでございます。

現状におきましては、お住いの地域ごとの感染拡大状況を注視し、慎重な判断の上でということになりますが、親元を離れて頑張っている学生が、この夏休みもしくは冬休みなど、坂城町へ帰省した際に、家族や同級生らと互いの無事を祝い、心身ともにリフレッシュを図っていただくとともに、地元のお店を利用したり、特産品を購入するなどして、ふるさと坂城の良いところを再認識する機会としていただけるように、びんぐし湯さん館の贈湯券、坂城商品券をお贈りするとともに、坂城町は常に学生の皆さんを応援しているという町長からのメッセージも添えております。

申請状況といたしましては、9月7日現在で81件の申請をいただいている状況でございます。こちらについては、夏休みは帰省しないが、年末年始に帰省をしようと考えている学生にも応援券を使用してリフレッシュしていただけるよう、坂城町にいる親御さん等に申請いただくことも可能としているところでございます。

そのため、夏休みも年末年始も帰省する予定がないという学生に対しましては、町内にいる親

御さん等に申請いただいた後、受け取った商品券で町の特産品など、学生の希望する品をご購入いただき、お送りいただくことも可能な制度としております。

制度の周知といたしましては、町ホームページから申請書をダウンロードしていただけるよう事業の案内を掲載するとともに、広報さかき8月号の発送に合わせて、全戸に当事業のチラシ兼申請用紙をお配りいたしました。

しかしながら、この事業の対象となる学生が何人いらっしゃって、どこにお住まいなのかという部分につきまして、町では把握が困難であり、学生宛てに直接ご案内することが難しい状況がございますことから、9月に入ってから、対象となる学生もしくはそのご家族に向けて、申請忘れがないよう、同報系防災行政無線やすぐメール、ツイッターなどを活用し、改めて周知を図っているところでございます。

学生の皆様には、ぜひこの応援事業をご活用いただき、生まれ育った故郷に思いを寄せていただきながら、それぞれの夢や目標に向かって勉学に励んでいただきたいと思っております。

**10番（朝倉君）** ただいま、6事業についてお答えをいただきました。いずれにしても精力的に支援事業を展開させていただいていることに敬意を表したいというふうに思っております。

今日の新聞報道を見ますと、GoToキャンペーン、それから今、先ほど私申し上げたように無症状の感染しているS型、それから夏風邪に等しいようなK型についての対応がどうも9月の半ばぐらいになると、新しい方針が出て動きがあるような感じもいたします。イベントについても開催する収容人員についても、変更、検討が進んでいるような状況を目にしておるわけでございます。いずれにしても、もうしばらく頑張れば、ワクチンや治療薬そしてコロナのウイルスも大分弱毒、集団感染をしているという状況も科学的に確認できているというふうな論文もございますので、様子が変わってくるような気がするんです。そういう意味において、やっぱり今までみたいに経済を本当に止めてしまうと、例えば、ANAやJALやそれからJRが赤字になって困るというようなことは誰も想像しないような社会的なことは考えていないような状態が起きているわけでございます。それを一日も早く正常な姿に戻していかなくちゃいけないということで、支援事業についてはもう一度いろんな角度から皆様のご支援をお願いしたいと。

それと、あと、先ほど同僚議員からもちょっとお話ありましたが、情報発信については、デジタル無線を通じたり、いろいろ積極的にやっていたらいいんですけども、広報車を使ってアナログでやるということも、一つの大きなPRになるような気がいたしますので、この辺についても一考をお願いできればと考えております。

特に状況も、私の言った考え方とそれからこの上田圏域での発生状況というのは、ちょっと乖離している部分はありますけれども、いずれにしても専門家の考え方でありまして、もうちょっと我慢で将来が見えるというふうな状況になってきていると思いますので、十分感染対策には万全を期して、その日を待っていききたいというふうに思っております。

まとめといたしましては、今議会ではコロナ禍での事業支援について伺いました。大変多岐にわたり支援を展開していただいております。ぼちぼち先に見える気配を感じます。今後の社会生活を通常に戻すことを考えながら、諸施策の展開が重要となってくると思います。そのために企業や自営業者の方々は、コロナ禍が一定のめどができたときに、体力を温存して一気に本業に飛び出せる環境づくりに私ども町を挙げて努力をしていかなければいけないというふう考えております。

GDPの落ち込みも過去になく大変な数字を呈した時期もございましたけれども、その後、回復傾向にきているという報道もありますので、もうちょっとの我慢であろうかというふうに思っております。

経済学者のお話ですと、リーマンショックあるいは東日本大震災があったときというのは、リーマンショックのときは、金融のインフラがめちゃくちゃに壊れちゃった、東日本大震災のときは津波と、いわゆる放射能の二重苦で、本当にインフラが大きな地域で暴れたわけでございます。そういう意味において、再起には相当な時間がかかったわけでございますけれども、今回のコロナ禍における状態は、先ほど私が申しましたように、一時的にコロナの感染防止ということで経済を止めてしまったという状況でございますので、これの見通しがつければ、一生懸命V字回復できるかというふうに言っておる学者もおります。そういう意味において、GoToキャンペーンについても、大変、地域の経済を活性するにも重要な起爆剤の要素を持っておりますので、これらについても、もうしばらく辛抱の中で、私どもも一生懸命取組んで急いで平常な社会生活に戻りたいと、こんな思いで今日は質問させていただきました。終わります。

**議長（西沢さん）** ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(休憩 午前11時18分～再開 午後 1時00分)

**議長（西沢さん）** 再開いたします。

次に、2番 小宮山定彦君の質問を許します。

**2番（小宮山君）** ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問を行います。

先月号の、広報さかき8月号のことですが、「防災特集号」と言ってもいいほど、多岐にわたる防災関連の情報が要領よくコンパクトにまとめられていました。「ざっと見て終わり」ではなく、多くの人が保存版として手元に取って必要なときに利用してほしいと思います。

また、8月30日には町総合防災訓練が実施されました。コロナ禍のために参加者は限定されていて、私自身は参加できず残念でありましたが、中止の市町村が多い中、よくぞ実施できたものだと思います。

例年と異なり水害を想定した訓練は、対象は村上地区ということもあり、「有益だった」と参加した方から聞きました。その他、地区ごと区長さんに集まってもらって、防災についての説明

会を行ったそうですし、今後、各区の公民館に出かけていく計画もあると聞いております。

これら、防災に関する積極的な取り組みを素直に高く評価したいと思います。また、今後も継続されることを希望いたします。

さて、今回も避難情報や避難行動についてをテーマに一般質問をします。

災害に際し、避難の必要な人がスムーズに避難できる形ができることを願ってのことです。

質問に入ります。

1、避難情報について、イ、避難勧告等の発令について、2点お聞きします。

まず、水害の警戒レベルに応じた避難勧告等の具体的な発令基準と判断材料は、ということです。

このところ、水害の際の避難に関わる情報が多数あって混乱ごみです。大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報、竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報、降水短時間予報、降水ナウキャスト、土砂災害警戒情報、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報、大雨警報の危険度分布、洪水警報の危険度分布などなど、一々調べないと何のことか全く分かりませんでした。

そこで、当町のことですが、数年前の消防庁のアンケートに答えて、当町は判断材料に河川の水位だけを挙げていました。昨年の台風19号を踏まえ、今後、避難情報を発令する際、何を判断材料にどんな発令基準を用いるのか、お聞きします。

2点目は、最近の報道によると、警戒レベル4の「避難勧告」と「避難指示」の一本化が図られるようですが、これはどういうことか、また、その見通しについてお聞きします。

次に、ロのハザードマップについて、やはり2点お聞きします。

1点目は、現行の「さかきまち防災ハザードマップ」と、旧版といいますか、「坂城町洪水土砂災害ハザードマップ」、これですが、これが現行で、これが昔の、旧版のものであります。このハザードマップの違いは。

2点目といたしまして、千年に一度の大雨を想定した洪水・浸水想定区域を基につくったこのハザードマップをどのように利活用したらよいか。

以上、1回目の質問をいたします。

**町長（山村君）** 小宮山議員さんから、1としまして、「避難情報」についてということでご質問いただきました。

私からは、「避難情報について」全般的なお答えを申し上げまして、それぞれ詳細につきましては、各担当課長からお答え申し上げます。

先ほどお話がありましたけども、去る8月30日、村上地区を対象に、村上小学校において町の総合防災訓練を実施いたしました。

今回の防災訓練は、これまで実施してきました大型地震の想定とは異なり、昨年の東日本台風

を踏まえた大雨による水害を想定し、また、新型コロナウイルス感染防止の観点から参加者数を限定する中で、各地区の自主防災会の皆さんをはじめ、消防団、関係機関、ご来賓の方々を含め約160名の参加により開催いたしました。直近の台風10号などの状況などを見るにつけて、新型コロナ禍の中で有意義な防災訓練ができたものと感じております。

訓練では、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営訓練をはじめ、消防署職員から搬送の際のコロナ対策についての紹介や応急手当等の各種訓練、消防団の水防訓練も実施いたしました。前半では、ご質問の避難情報の伝達に関する訓練も実施したところでございます。

一昨年より運用を開始しました同報系の防災行政無線の屋外スピーカーや戸別受信機からの一斉放送、あるいはすぐメール、あるいはケーブルテレビのL字放送などを活用し、町から全町に訓練開始をお知らせし、災害への注意喚起や警戒レベル3、これは、まず高齢者など避難してくださいというレベル3及び警戒レベル4、これは、全員避難ですよという避難情報の発令などの情報伝達訓練を実施いたしました。

特に、同報系防災行政無線につきましては、町内の地区ごとに千曲川の浸水想定区域とそれ以外の区域などに分類し、それぞれの区分の状況に合わせた避難情報の伝達訓練も実施したところであります。

併せて、同じく同報系防災行政無線を使い、地区の自主防災会から区民の皆さんへの地区別の情報伝達訓練も実施していただきました。

さらに、今年度から運用を開始しました移動系の防災行政無線を活用した情報伝達訓練では、各地区の自主防災会から町災害対策本部への被害情報や自主避難所開設情報の伝達訓練、消防署の警戒・巡視・避難指導指示などの情報伝達訓練も実施したところであります。

そのほか、災害時に中核避難所を開設した際の災害時公衆無線LAN開設訓練も行いました。これは、避難者が災害時の情報収集や安否確認の連絡等を行うことも目的の一つとし、町内の各中核避難所において、災害時には無料でWi-Fiに接続することができる環境を整えております。

また、有事の際に備えて、信越総合通信局や上田ケーブルビジョンと連携して、災害発生時に臨時的に放送局を開設し、FMラジオ放送で災害情報等を放送する臨時災害放送局の開設訓練も実施しております。

町としましては、新たに整備した同報系や移動系の防災行政無線をはじめ、様々な手段を使い、より迅速な、より正確な避難情報などの伝達ができるよう努めているところでございます。

今後とも「自分たちの命・地域は自分達で守ると」という町民の皆様の高い防災意識とともに、町としましても「安全で住みよい災害に強いまちづくり」を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

総務課長（柳澤君） 1、避難情報について、イ、避難勧告等の発令についてのうち、避難勧告等

の具体的な発令基準、判断材料は、についてお答えいたします。

令和元年、東日本台風を経験し、その対応などを役場の全部署において検証したところであり、その中で見えてきた課題対応策をまとめたところでございます。

この対応策のうち、特に地域や自主防災会と関係することについて、地域に出向いて説明することを計画していたところでありますが、新型コロナウイルスの感染防止を図ることから、まずは応急避難所を管理する全区長に対し、地区ごとに4日間に分けて説明をさせていただいたところでございます。

避難情報は、町民のより迅速な避難行動を促す重要な情報伝達となることから、その発令のタイミングの在り方についても、説明の中に含めてお話をさせていただきました。

避難情報の発令については、必要な情報を集め、それらを総合的に検討して判断することとしております。

参考とする情報としましては、気象庁による大雨・洪水などの警報や、当町及び千曲川上流の上田・佐久地域の降雨量、そして、同じく気象庁による当町と上流の千曲川氾濫危険情報と千曲川河川事務所による上田市生田観測所の水位、また、河川事務所や町防災ウェブによるライブカメラでの河川増水状況などでございます。

この中で、一定の客観的な指標として避難情報発令の判断の目安としているものが、千曲川の上流にある上田市生田観測所の氾濫水位や気象庁が出す千曲川の氾濫警戒情報などでございます。

具体的に申し上げますと、警戒レベル3相当の「避難準備と、高齢者等移動が困難な方の避難開始」の目安としましては、生田観測所の水位が氾濫注意水位である1.9メートルを超え、それ以降、避難判断水位である4.5メートルを超えることが見込まれる場合には、観測水位が2.5メートルから3メートルに達し、気象庁からも氾濫警戒情報が出されている場合などを発令のタイミングとしております。

また、警戒レベル4相当の「避難勧告」発令の目安としましては、生田観測所の水位が避難判断水位を超えることが見込まれ、観測水位が3メートルから3.5メートルに達し、気象庁からも氾濫危険情報が、千曲川の氾濫危険情報が出されている場合などをそのタイミングとしているところでございます。

さらに、「避難指示」の発令の目安としましては、生田観測所の水位が氾濫危険水位である5メートルを超えることが見込まれ、観測水位が3.5メートルから4メートルに達し、気象庁からも氾濫危険情報が出されている場合などを想定したところでございます。

ただ、過日、9月1日から、千曲川河川事務所において、生田観測所を含む3地点での千曲川氾濫に関する氾濫水位の見直しがなされ、避難判断水位が3.1メートルに、氾濫危険水位が4メートルに引き下げられました。

台風19号災害の検証では、避難判断や氾濫危険水位の到達を見込んで、やや早めの段階での



生田観測所の水位を避難情報発令の判断の目安としておりましたが、今回、避難判断や危険水位が下げられたことにより、そうした余裕がなくなり、より早い段階で判断をしなければならないこととなります。

今回の引下げは、検証委員会で検討した目安の範囲内であり、検討内容と大きくかけ離れるものではございませんので、新たな基準に基づいて、判断のタイミングの目安としてまいりたいと存じます。

**住民環境課長（関君）** 避難勧告等の発令についてのうち、警戒レベル4の避難勧告と避難指示の一本化の見通しは、についてお答えします。

政府は、一昨年7月の西日本豪雨災害を教訓として、水害や土砂災害の避難のタイミングを数字で直感的に認識できるよう、昨年より災害の危険度の情報発信を5段階の警戒レベルを用いて行なうことといたしました。

その中で、市町村長が発令することになっております警戒レベル3から5のうち、危険度が高い上から2番目の警戒レベル4であります「危険な場所から全員避難」につきましては、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の2つが位置づけられているところでございます。

そもそも、「避難勧告」は、安全な場所に移動する、移動に必要な時間を考慮して前もって発令するものでありまして、「危険な場所から避難を開始すべきタイミングとして速やかに避難する」段階で発令するものでございます。

また、「避難指示（緊急）」は、災害発生が切迫している場合に重ねて避難を促すことが目的として発令されるものでありまして、「身の安全に配慮しつつ速やかに避難する」段階とされているところでありまして、発令されない場合もでございます。

しかし、警戒レベル4について内閣府が行った、昨年10月の東日本台風の被災市町村の住民を対象としたアンケートでは、「警戒レベルにより情報が分かりやすくなった」という意見が7割ある一方で、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の2つの情報を正しく理解していた人は全体の2割弱にとどまっており、両者の違いが十分に理解されておらず、適切な避難行動につながられなかった可能性があると考えられました。

また、同じく内閣府が全国の自治体にアンケートを実施したところ「警戒レベル4に「勧告」と「指示」の両方が位置づけられており、住民にとって分かりにくい」という回答が7割に上りました。

さらに、避難のタイミングを「避難指示が出たとき」とした人が40%と、避難勧告の26.4%を上回ったというアンケート結果もあり、「避難勧告」と「避難指示」の2段階に分かれていることで、「勧告」が発令されても、次の段階の「指示」が発令されるまで避難しない、いわゆる「指示待ち」により逃げ遅れる人がいるとの指摘があったところでございます。

併せて、市町村に行った避難情報の改善に関するアンケートでは、「警戒レベル4の中に「避

避難勧告」と「避難指示」の両方が位置づけられており分かりにくい」、「現行の制度では、避難のタイミングが2つあるようで分かりづらい」との意見の一方で、警戒レベルを開始したばかりでありますので、制度変更をしますと「住民が混乱する」などの理由から、今までどおり2段階にするべきではないか、「警戒レベル5が有効に機能されていない」など様々な意見が出されたところでございます。

中央防災会議の作業部会は、これらの意見や水害等が激甚化する状況を踏まえまして、避難すべきタイミングが明確になるよう、「避難勧告」を廃止して、「避難指示」に一本化することを基本とし、災害発生を把握した場合には、可能な範囲で発令される警戒レベル5の「災害発生情報」につきましても、「緊急に安全を確保するよう促す情報」に変更し、警戒レベル4で求める「避難」という用語は用いないとすることなどを主なものとする「中間とりまとめ」を先月公表したところでございます。

現段階では、制度改正前の詳細は検討段階も含め未確定部分もあるとのことですが、避難勧告が避難指示に一本化されることにより、避難指示の発令の判断がよりの確に求められるようになることも考えられるところでございます。

また、避難所の開設準備をより早める必要なども含め、今後、政府の改正についての動きを注視しているところでございますが、運用は来年の梅雨シーズン前からを想定しております。今年の台風シーズンは、引き続き警戒レベル4で「避難勧告」と「避難指示（緊急）」がありますので、有事の際は状況に応じて発令されます。

制度の改正がされるまでの間は、8月号の広報でもお知らせしましたように発令しますし、制度が改正された際には、住民の皆様にも、適切な避難行動がとれるよう、広報等で周知してまいりたいと考えておるところでございます。

**建設課長（大井君）** 1、避難情報について、ロのハザードマップについてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、平成28年度に策定されました「さかきまち防災ハザードマップ」と、平成21年度に策定した「坂城町洪水・土砂災害避難地図」、いわゆるハザードマップとの違いでございますが、平成28年度に策定した「さかきまち防災ハザードマップ」は、県の事業を活用し、平成27年度に改訂に向けた事業に着手し、翌年の28年度に全戸配布をいたしましたものでございます。

また、平成21年度に策定した「防災ハザードマップ」は、当時の水防法により「河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨」、おおむね100年に1回程度予測される降雨による浸水想定区域を示したものに、土砂災害警戒区域と中核避難所や応急避難所などを加え記載したものでございます。

次に、平成28年度に策定した防災ハザードマップは、土砂災害警戒区域に加え、平成28年に指定された地滑り警戒区域や、ため池決壊による浸水想定区域などを取り込んだ、防災ハザード

ドマップとなっております。

また、千曲川が氾濫した場合を想定した「千曲川・犀川浸水想定区域図」の見直しを千曲川河川事務所が行い、平成28年5月に新たな浸水想定区域を公表しましたことから、この浸水想定区域図を取り込んだ防災ハザードマップとなっております。

新たな千曲川の浸水想定区域は、水防法において想定し得る最大規模の降雨を想定して作成することとされており、いわゆる千年に一度の確率で起こり得る水害を想定しております。

そのため、平成28年度に策定した「さかきまち防災ハザードマップ」は従来の浸水想定区域をはるかに上回る広範囲の区域が浸水想定区域となっており、浸水する深さもより深くなっている状況でございます。

続きまして、防災ハザードマップの利活用についてお答えいたします。

防災ハザードマップは、ご承知のとおり、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被害想定区域や避難場所などの防災関係施設の位置などを表示した地図となっております。

当然、当町のものにも、土砂災害、水害、ため池決壊などの被害想定区域や、もしものときに備え避難場所、避難施設等が記載されており、また、いろいろな災害の基礎知識や、避難の心得及び非常時の持ち出し品等について、非常に重要な情報が記載されております。

防災ハザードマップの利活用につきましては、ご自宅や職場など、日頃の身近な場所が被害想定区域なのかを確認していただき、いざというときはどこへ避難すればよいかなど、避難場所や避難経路について、日頃から話し合いや備えにご活用いただきたいと思いますと考えております。

また、最近では逃げ遅れを防ぐことを目的として、市町村などから避難情報が発令される前に自主的に避難行動を起こすマイ・タイムラインの必要性も重要視されてきております。

いつ避難すればいいのか、避難のタイミングが重要となりますので、ご自身やご家族などの避難行動の計画にお役立ていただければと思います。

いつ発生するか分からない災害に対し、「避難とは難を避けること」また、「自らの命は自らが守る」ことができるよう、自分から安全確保の行動の判断ができるように、「さかきまち防災ハザードマップ」をご活用いただければと考えております。

**2番（小宮山君）** 避難勧告等発令の基準、そのために何を判断材料にするかということで、一番は、とにかく千曲川の上田市生田の水位観測所の水位だというふうに理解しました。

そして、今お話にあった水位の基準が下げられたということ、この9月1日から下げられたということについての影響といたしますか、それについてお聞きしたいと思います。

今回の引き下げで、4メートルが警戒レベル4の避難勧告発令基準である判断危険水位となりました、4メートルが、4.5メートルがレベル3の避難準備、高齢者等避難開始を発令する基準である避難判断水位でありました。ということは、この引き下げは大きいと思います。5メートルから、判断危険水位が5メートルから4メートルに1メートル下がったということで

すから、かなりの引き下げ幅だと思います。それはそれとして、ということは避難勧告の——今後です、例えばですけれども、レベル4の避難勧告の発令基準そのものが実質的には引き下げられるということになると思うのですが、そういうことでしょうか。お尋ねします。

**総務課長（柳澤君）** 再質問にお答えさせていただきます。

今回、千曲川の避難判断水位、それから、氾濫危険水位が見直されましたが、避難判断水位の3.1メートルで避難勧告の発令をするのかということにつきましては、一律に避難勧告を発令をするという考え方ではないと思っております。避難判断水位のほかに、気象庁の警報、あるいは当町や上流の降雨量、また、千曲川の氾濫警戒情報、今後の降雨量の見込みなど、総合的に発令の判断を行うというところであります。一旦は、その基準で判断はいたしますけれども、発令をするかどうかということまでは至っていないということでございます。

**2番（小宮山君）** 分かりました。だけど、実際問題として、生田の水位が、危険水位が5メートルが4メートルに下げられたということは、4メートルのときに危険水位に達した、その危険水位というのが、これは避難勧告を発令する一番の、何と言うのかな、一番の要因になるというふうに理解しておるんですが、そういうことじゃないんでしょうか。

別なお聞き方します。避難勧告が出しやすく、この水位の引き下げということで、避難勧告が出やすくなる、あるいはその頻度が多くなるということはないでしょうか。お聞きします。

**総務課長（柳澤君）** 頻度が多くなるかどうかということでございます。この部分につきましては、これまでの千曲川の生田の水位がどれくらいのところまで上がったのかということ、過去10年というようところで調べてみたところでございます。去年は、やはりこの避難判断水位の3.1メートルは当然超えまして、5メートルを超えているような状況でございましたが、今回の避難判断水位の3.1を超えたのは、過去10年間で、去年も入れまして4回です。4メートルを超えたのは昨年1回だけとなっております。

ですので、そういったところの過去の状況も踏まえながら、判断につきましては、出しやすくなるというよりは、本当に判断が必要なかどうかということを見据えながら避難勧告の発令をしていきたいと考えております。

**2番（小宮山君）** もう一つ、ハザードマップに関して2回目の質問をいたします。

簡単に言うと、前のやつというのは——この青いやつですけども、前のやつというのは、これが、河川整備計画をつくる上で、その計画をつくる上で、約100年に一度の大雨を想定して作ったものだ。それが前の版で、今回の版は、これは想定最大規模の降雨、千年に一度と言われてはいますが、千年に一度の大雨を想定して作ったハザードマップだと。その違いが徹底的にあるということが、先ほどご答弁にありました。

それで、避難勧告が、あるいは避難準備、高齢者避難でもいいんですけども、レベル4の避難勧告でちょっとお話ししたいと思っております。

避難勧告が出ました。出て、それで、そうすると今度危険な場所から全員避難ということになっております。去年のでは、ただ全員避難ということで非常に分かりにくかったのですが、今年のやつでは危険な場所から全員避難、この「危険な場所から」と入ったのが、非常に大事だと思うんですけども。その危険な場所というのをその住民は、どうやって知るのか。そこにハザードマップが有効なツールだというふうに言われています。私もそう思います。基本、私もそう思いますが、ただ、この2つのハザードマップでどちらのハザードマップを用いて自分の危険度を知ったらいいかというのは——相当な違いがあります、あると思います。

例えばの例ですが、この新しいハザードマップでは、この役場庁舎、ここに災害対策本部を設置すること自体どうなのかなというぐらいの5メートルから10メートルの浸水想定区域にここがなっております。100年に一度の場合には、全く浸水想定区域にはなっていません。あるいは、村上地区で県道よりも県道を越えたほうまで、新しいハザードマップでは浸水がかなりあると——エリアだけが広がったんじゃないなくて、先ほども課長さんが申しておりましたが、深さ自体が変わってありますから、危険度は全然話にならないです。だから、こっちの見て、こっちの基準にしたときの自分の家なり自分の勤めの危険度と、こちらを見たときの危険度というのは、これ違っちゃっているんです。そりゃそうだと思います。こっちのほうは想定最大規模の降雨ですから、千年に一度の。それだと、千曲川213.5キロですか、そのうちの466か所の堤防が全部破壊されて、堤防が決壊して、それで氾濫して浸水した。そのときの想定がこれです。

もちろん、想定し得る一番の降雨があった場合どうなるかということを知っておくことは、それはそれで意味があることだとは思いますが。ただ、実際問題として、避難勧告が発令されて、住民はこれに従って危険な場所からの避難という対応を取ると、例えば、村上の方の大半の人たちが避難するということになってしまいます。

一言で言うと、ちょっとはこっちのほうが現実的じゃないんじゃないかと、100年に一度のこちらのほうがずっと現実的じゃないかと思えます。

ただ、そうはいってもこの2つを時と場合に依じて、両方うまく活用していただけるのが、それが、もちろん一番いいことじゃないかと思えます。こちらは前のだからもうだめだ、こっちに、というんじゃないなくて、これを、両方を使って自らの危険度も知って、適切な避難行動につなげるということが大事だと思えます。

この2つを使ってやるということに関しては、どうお考えか。あくまで、もう新しいこっちのほうで、これからのあれは進めていくんだということなのか、両方で使っていられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

**建設課長（大井君）** 再質問でハザードマップ、いずれかを使うのか、についてご答弁を申し上げます。

議員さんのほうからもご指摘ございましたように、水害、この水害に関しましては、いわゆる

100年に一度を想定した浸水想定エリア、それから、千年に一度を想定した浸水想定エリア、また浸水深（深さ）をそれぞれ分けているところがございますけれども、こちらについては、それぞれどういったリスクがあるのかということは、片方だけをお知らせするのではなくて、住民の皆様にはそれぞれのリスクというものをご理解いただいて、我々のほうでも、出していく避難情報の発令に対して対応をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

他方において、それ以外の土砂災害ですとか、ため池の決壊ですとか、そちらについては28年度版が最新のもの載せておりますので、そちらについては、28年度版を参考にさせていただきたいと考えておりますけれども、水害、この水害に関しては、両方を活用して我々も判断をしてみたいと考えております。

**2番（小宮山君）** よく分かりました。水害に関しては、その千曲川の氾濫に関してはどうか、それはその両方を、両方を使ってやっていくということで、私は納得しました。

ただ、これはもうほとんどないんですよね。これは、住民の皆さんもほとんどないと聞いています。だから、この100年に一度をどこのハザードマップ、これ自体を参考にするということはできないんで、これを、それは、もう一回刷り直してみんなに配るべきだということを、私申し上げ、そこまで申し上げるつもりはないんですが、ただ、千曲川の河川事務所のウェブサイトには、これは見ることでできます。

それから、つい最近知ったんですけど、兵庫県立大学で開発した防災アプリ大賞というのを受賞した「ハザードチェッカー」というのが、そういうアプリがありまして、非常に簡単、操作は私みたいな者でも簡単にできたんですが、それでもやっぱり、この内容が、まあ、坂城町だけじゃないんですけども、全国ですけれども、この内容は簡単に見ることができる。それをぜひ、これから地区へ行って説明するときにご紹介していただければありがたいと、そう思います。

最初のテーマについては、この辺にしておきます。

2つ目、2として地域づくり活動支援事業についてに移ります。

これ、実は、私、今年の4月にいただいた実施計画を見て、それでこの地域づくり活動支援事業のところが今年は360万——事業費がです——来年令和3年が50万、令和4年が50万というふうになっていて、早とちりといえば早とちりなんですけど、これ地域づくり活動支援事業っていうの、これ縮小していくのかなあというふうに疑問に思いました。

私としては、この地域づくり活動支援事業っていうのは、非常にいい事業だっているように思っております。地元区でも、私も率先して協力してそれに申請をするようにしていますもんで……。その後、縮小していることではないんだってことを担当課の窓口で聞いて一安心はしているんですが、この際、この地域づくり活動支援事業っていうことについて基本的なところを確認しておきたいと思っております、質問いたします。

まず、イの申請数の推移について。事業開始から今までの年度別申請数は、これ、任意団体の

分と自治区の分とがありますが、自治区の分だけで結構です。それと、その主な活動内容は、この2点教えてください。

それから、今後の事業展開についてということ、その申請に対して補助金の額ってというのはどのようにして決まるのか。選考委員会ってというのがあって、何かポイントをつけてっていうような、そのポイントに応じて補助金の額が、その割合が決まっていきたいな、そういうことも聞いたことはあるんですが、その辺、もう一度分かりやすく教えてもらいたい。

それから、今後もこの事業ってというのは継続していつてもらいたいし継続していくと思うんですが、何か今後の改善点とか変化っていうのは、今どんなことを想定されているのか。

以上をお聞きいたしたいと思います。

**企画政策課長（臼井君）** 地域づくり活動支援事業に係るご質問にお答えいたします。

町では、創意工夫により、自治区や任意団体が自主的に進める地域づくりの活動・事業に対し助成を行うことにより、住民参加のまちづくりの推進を図るため、平成17年度に地域づくり活動支援事業を創設し、これまで、自治区等の実施する様々なコミュニティ活動への支援を行ってまいりました。

ご質問の、自治区による事業開始から今までの年度別申請数につきましては、制度を創設した平成17年から順に申し上げますと、平成17年度が10区、18年度が13区、19年度が11区、20年度が14区、21年度が14区、22年度が15区、23年度が12区、24年度が12区、25年度が15区、26年度が18区、27年度が16区、28年度が15区、29年度が17区、30年度が11区、令和元年度が16区、今年度が18区となっております。

制度創設以来16年間の年間の平均申請区数は約14区となっており、近年では平成30年度が申請11区と平均を下回っているものの、そのほかの年は平均を上回っており、申請件数は増加傾向にあり、自治区への浸透が徐々に進んでいるものと捉えているところであります。

続いて、本事業における主な活動内容についてであります。本事業は、単なる備品購入や物品を買い換えるだけの事業、建設業者による工事や業務委託のように、単に頼んで終わるような事業は対象外としているものの、コミュニティ活動の活性化に資する取り組みであれば、その内容や規模を限定せず、地域の自由な発想で行う幅広い事業にご活用いただけるものであります。

こういった本事業の特性上、申請される事業の内容は多岐にわたっており、広場や遊歩道の整備、花木の植栽などの美化活動、遊休農地の活用、地域の伝統・文化を継承するための活動、また、子どもから高齢者までの世代間交流をより活性化するための工夫を凝らしたイベント開催など、これまで様々な事業について申請をいただいております。

また、近年では、地域での防災訓練の実施や、地域における危険箇所や災害時の集合場所等をまとめた防災マップ作り、また、災害時の地域住民相互の助け合いをより円滑に進めるための「支え合いマップ」の作成といった、自主防災に関する事業の申請が多くなっており、多発する

災害に対する地域の防災意識の高まりを感じるところであります。

次に、補助金の決定方法について、申請から補助金の交付決定までの流れをご説明させていただきます。

まず、各自治区の新たな区長さんの決定を受けて、毎年2月に開催されます、区長会におきまして、本事業についての説明や事例紹介等を実施し、各自治区からの申請受付を開始いたします。

その後、個別の相談等に応じながら申請書類をご提出いただき、全ての申請が出そろった4月に地域づくり活動支援事業選考会を開催いたします。

選考会は、行政協力委員会の会長・副会長の5名と、町公民館長、長野大学の教員の計7名に選考委員をお願いし、各自治区から提出された申請書の内容とともに、選考会当日に、全申請区から選考委員に対してプレゼンテーションを行っていただく中で、公益性、自主性、発展性、地域性、独創性の5つの項目それぞれに2つずつの視点で採点をいただきます。

また、平成27年度からは、「高齢者等のバリアフリー化」、「防災・減災のための事業」、「ごみの減量化」、「安心・安全なまちづくり」の4つのテーマのいずれかに該当する場合、加点を行う「重点項目」といった配点項目もプラスし、各選考委員による採点結果の平均を基に順位と得点が決定されます。

決定された結果を基に、支援額の上限30万円の範囲内で交付額の決定を行っているところでございます。

最後に、本事業の今後の方向性についてであります。本事業は平成17年度の制度創設当初、3年間の期間限定事業として開始されたものであります。その後、自治区からの強い要望をいただく中で、3年ごとに事業期間を延長するとともに、一部対象費目の拡大や、重点項目の設定など、制度の見直しも図ってまいりました。

今年度は、この3年ごとの事業期間の最終年度に当たり、次年度以降の展開を検討する年となっております。

社会情勢的には、近年多発する大規模災害等により、地域における自主防災活動や、地域住民相互の助け合いによる「共助」の力が今まで以上に重要性を増しているところであり、地域の防災・減災に関する活動の充実のみならず、いざというときに共助の力を最大限に発揮するためには、平時からの交流やコミュニティ活動などを通じた、顔の見える地域づくりが重要であると考えているところでもあります。

こうした情勢を鑑みの中で、地域活動の活性化と住民参加のまちづくりの実践において、本事業の果たす役割は大きなものであると考えており、より効果的な制度の在り方などについて来年度に向けて検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

## 2番（小宮山君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

ますますこの事業っていうのが、申請数からしてみても充実してきている、おおむねそうだと



いうふうに理解いたしました。

ただ、ちょっと自分がつてわけじゃないんですが、いろいろ人に言われたことを代わりに質問するわけですが、今年はコロナ禍ということもあって、プレゼンテーションというのがなく、書類だけの選考だったと聞いてます。それで、プレゼンテーションは必要なのかと、それがなかったらもっと申請しやすいんだなっていう、そういう声がございます。それについてはいかがでしょうか。

**企画政策課長（臼井君）** 選考会の中でプレゼンテーションが必要なのかどうかというご質問であったと思いますけれども、プレゼンテーションにつきましては、申請区の事業にかける熱意や思い、事業の実効性や計画性などを伺える大切な機会であるというふうに考えているところでございます。

発表者についても、必ず区長さんがやってくださいというふうに限ったものではなく、他の発表者や候補者と一緒にご出席をいただくこともできるという仕組みにしております。

プレゼンが必須であることが、必ずしも申請の妨げになるということは考えてはいない状況であります。

また、例年、選考会には、申請をされていない自治区の出席も受け付けておりますので、申請をされていない区が、他区の取り組みについての情報を得ることで、自分の地域の今後の取り組みに参考にしていただけるもの場としても、選考会を考えているところでありますので、申請区を増加する、そういった取り組みといたしましても、選考会の中のプレゼンテーションは、できればやっていただきたいというふうに思っているところでございます。

**2番（小宮山君）** 先ほどの360万、50万、50万ということで、その50万っていうのは、自治会活動保険の掛金に使う、それに使うっていうふう聞いて、実質的には310万円はこのところ変わらない予算だと、事業費だと、そういうことで……。ただ、これ、まだ年によっては結構余ってる年もありますんで、参加してない区や申請のない区やなんかに対する働きかけもこれからお願いしたいと思います。

以上で終わります。

**議長（西沢さん）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 1時59分～再開 午後 2時09分）

**議長（西沢さん）** 再開いたします。

次に、7番 栗田 隆君の質問を許します。

**7番（栗田君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行っていききたいと思います。

1番で、新型コロナウイルスの対策ということで上げときましたけれど、私が今一番危惧していることというのは、実は、町のほうでどういう対策を取る、こういうのをやる、ああいうのを

やる、もうそれは、ほかの方も随分聞いておられるし、それはそれで行政側としては、そうするしかないんだと思うんですけども、私の身の周りで今年大学を出る人、それから短大、専門学校、その他出る——私の教えた子も多くいますけれども、ほとんどが就職のほうが、雇い止めというのか、入れないと、そもそも会社がちゃんとやっていないとか、非常に会社あるいは社会生活があまりにも混乱してしまっているということで、その原因というのは一体何なのかと考えると、毎日毎日マスコミの報道で、毎朝毎朝、感染者数何人出たというようなマスコミの報道の仕方、まるで欣喜雀躍のごとくに、それを放送して、皆さんに恐怖をあおるというようなことで、このままいくと、本当に今の若い人たちの生活が壊されてしまう、そういう危惧を持っているわけですね。

1997年、橋本内閣のときに消費税を3%から5%に上げて、1年で自殺者が5千人増えて、3万人を超えると。3万人を超えるということは、1日に100人ずつ自殺していってしまうということなんですよね。特に若い人、それから一番家庭を背負う40代、50代が毎年毎年3万人ずつ自殺していて、ところが最近、2019年のを見ると、初めて2万人を切ったんですよね。そこまでは、まあまあ結構うまく回っていたと。もちろん、消費税の10%とかあるいは緊縮財政とかで、大変普通の国民の生活はどんどん苦しくはなってきたわけですけど、自殺者の数あるいは失業者の数というのは、そういう形でどんどん減っていった。だけど、この2020年には——まだ終わっていないから分からないわけですけども——どのくらいの方が自ら命を取っていくか、それも非常に危惧しているところなわけです。

それで、ここのところ新聞なんかを読んでいると、コロナに感染したということで私は負け組になってしまったとか、非常に悲観的な記事やあるいは信毎なんかだと社説にもそういうのが載っていましたね。だけど、マスコミのその騒ぎ方あるいはあおり方と現実のほうはどうなっているか。

ただ、これ、数字だけ私は並べてちょっと見てみたいわけですけど、去年2019年の日本全国の死亡者数というのは、137万6千人おられるわけです。この方々の平均の死亡年齢は78歳。コロナで死亡された方は1,363人。もちろん少ないとは言いません。けれども、この方々の——全国平均はないんで東京都ですけども、79歳と。年が上だからいいだろうとか、そんな話をしているんじゃないんですね。普通に考えて、こういう実体はどうなんだろうと。137万人、毎年何らかの形で死んでいく。もちろん、老衰の方もいます。その中で、1,363名の方が半年でお亡くなりになられた。

それで、今の若い人たちがどんどん仕事に就けなくなってく、これでいいんだろうか。これがまず1つありますね。

それから、これからはいろいろと検査をどんどんしなくちゃいけないというような話が出ると思いますけれども、その検査についてですね。これもやっぱり、医療の検査というものの落とし

穴というのがやはりあって、これもちよっとだけ紹介しておきますと、お医者さんになるときに最後に受ける国家試験、医者になるための国家試験に出た統計の問題なんですけれども、この検査では9割の方の確率でその人が病気であることがきちっと判定できる。それで1万人の方にその検査をやる。本当にその病気になっている人は、0.1%の10名ということで、じゃあ、その検査をしてどれだけの陽性者が出るか、そしてその陽性者のうち、本当に病気にかかっている方はどのくらいの割合でいるか、これが国家試験の問題だったわけですね。そのいろいろな計算——大した計算でもないんですけど——ここでは一々言いませんが、回答は0.45%、陽性と判定された人の0.45%が本当に病気であると。だから検査は意味がないとか、そんなことを言っているわけじゃないんです。そのぐらいの、非常にこういう確度の高い、精度の高い検査であっても、その陽性であるかどうかということになると、そのぐらいの正確さしかないということはお医者さんたちはみんな知っているわけですね。

だから、これから、例えば町のほうでどんどんPCR検査をやるということになったとき、もちろんPCR検査と今私が言った検査とは全く違って、その精度なりというものは、かなりPCRのほうが落ちるわけですけども。それが現実起こっていること、そして、現実の数字というものですよね。

そういう中で一番大変なのが医療関係者と、それからこの町の役場の方々の出た人に対する対応だと思います。

そこで1番として、もし町の関連の施設で——湯さん館とかいろいろなどがあると思いますが——役場もそうですけれども——そこで集団感染が発生したような場合、どのような対策がとられるのか。

そして、今言いましたように、PCR検査というものは私は無制限にやるのは反対なわけですけども、どのようにお考えになっているか。

それと口で、そのコロナウイルス感染症で陽性というふうに判明してしまった場合、これは人権に配慮してとか、もちろんいろいろなことが言われますけれども、いじめ、中傷は絶対に駄目とか言いますが、結局のところ、その人たちの正常な社会生活というものは、かなりの制肘を食うということになると思いますんで、その辺の対策、町の対応のほうはどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

**福祉健康課長（伊達君）** 1、新型コロナウイルス対策についてお答えをいたします。

まず（イ）としまして、町関連施設で集団感染が発生した場合の対策はということでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、特に7月下旬以降、長野県内でもほぼ毎日感染者が確認され、特に最近では、飲食店などでの集団的な感染も発生するなど、感染が再拡大しているという状況でございます。

新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、保健所による疫学調査が実施され、この調査による感染源の推定や接触者の探索を通して、適切な感染拡大防止策が講じられていくこととなります。

また、国立感染症研究所感染症疫学センターが作成いたしました、新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領によりますと、特に、2次感染の発生の可能性が高い医療機関や福祉施設、職場、学校等では、接触の有無など丁寧に積極的症例探索を行うこととされており、感染発生時には、こうした疫学調査の結果に基づき、接触者の自宅待機や健康観察、あるいは感染者の行動を踏まえた施設の消毒等、施設と保健所が連携して必要な対策が行われてまいります。

しかしながら、事業所ですとか施設におきましては、人が多く集まり、クラスターの発生しやすいという状況にありますので、町としましても、まずは感染が発生しないよう、町内の事業所に対して、感染拡大予防ガイドラインを参考に、日頃から職場内の感染予防対策をお願いしているところであります。

また、役場内におきましても、職員に対して、感染予防対策を徹底するよう周知するとともに、感染が疑われる状況での速やかな報告など、感染の拡大防止に係る取り組みをマニュアル化しているところでございます。

さて、新型コロナウイルスへの感染の有無につきましては、PCR検査を主とする検査により陽性、陰性の判断がなされます。感染が国内に徐々に広がり始めた当初は、必ず保健所を通して検査が実施されていましたが、現在は検査体制が拡充され、かかりつけ医の判断で県内各地に設けられた外来・検査センターでの検体採取も実施されておりますが、いずれも行政検査として、基本的には医師による検査の必要性の判断を基に実施をされているという状況でございます。

一方、県では、感染者が急増している上田圏域におきまして、この一部地域で希望者に無料で検査を行ったということがございました。

これにつきましては、感染の広がりを疑う状況があるなど、検査前に考えられる陽性率、いわゆる検査前確率が高く、クラスター連鎖が生じやすいとの判断から実施されたものと考えられ、そうした意味では、感染の拡大防止に資する対応と理解をしているところでございます。

政府が設置いたします「新型コロナウイルス感染症対策分科会」専門家会議でありますけれども、こちらの分科会が7月16日に提言した「検査体制の基本的な考え・戦略」というものがございまして、それにおきましても、まず検査対象として①「有症状者」、②のaとして「感染リスクや検査前確率が高い無症状者」、②のbとして「感染リスクや検査前確率が低い無症状者」の категорияにおける検査について、カテゴリー①有症状者、②のa 感染リスクや検査前確率が高い無症状者、この検査を優先することが前提という見解を示したところであります。

新型コロナウイルスの検査につきましては、何種類かの方法がありますが、特に一番感度が高

いとされるPCR検査につきましては、資器材やコストのほか、一定のスキルを持った人材も必要になってまいります。こうした点を踏まえますと、真に必要な方に的確なタイミングで検査を実施できるよう、効果的、効率的な運用を図っていくことが重要ではないかと考えているところでございます。

次に、(ロ) コロナウイルス感染症で陽性と判明した人への町の対応はについてお答えいたします。

午前中の山城議員さんのご質問でもお答えしたとおり、感染された方や濃厚接触者の方、勤務先等の情報については、県で一元的に管理されており、町にも提供されていないことから、感染されたご本人やご家族、勤務先等への個別の対応ができないのが現状でございます。町といたしましては、町民の皆様への注意喚起や感染防止の取り組みのお願い、感染された方などへの差別や偏見が決して起きることのないよう、防災行政無線やホームページ等で呼びかけを行っているところであります。

このような状況もありまして、感染されたご本人や濃厚接触者への直接的なアプローチというものはできませんが、今後の状況によっては、町の保健師も県の保健所に応援に行き、管内住民からの電話相談に対応するといったことも想定されます。実際、上田圏域はそんな状況になっておりますけれども、その際には、積極的な協力をする中で地域全体の感染予防あるいは感染拡大防止に貢献をしてみたいと考えているところでございます。

**7番(栗田君)** 先ほども申しましたとおり、私が一番危惧しているのは、今の学校卒業したぐらいの人あるいは——大学でもほとんど授業がテレワークのような形になっているということで、行われていないということなんですけど、そういう若い人たちの将来があまりにも暗くならないようにというのが私の危惧であって、今まで3月、4月、5月ぐらいまでは、ウイルスとの共生はもう人類の課題であるというような話を聞いたり、横文字で「withコロナ」と言ってみたり、せっかくこのウイルスとの共存というのは、これは生物にとっては絶対に——生物が誕生して以来、ウイルスとは共存していたわけなんですけども、今のこのマスコミのやり方を見ると、まるでウイルスの1匹も許さんぞという感じで、これはいかななものかという感じで、そんなような状況の中で町のほうの対応も大変だろうということでお聞きしました。

では2番目に、教育についてですけれども、ICTの教育とかで1人に1台の端末を持たせるということ——このコロナのときに学校が休校になった間にそれもみんなに持てるようにすればもう少しよかったかとは思いますが、2023年目標だったのをもっと前倒して、この際みんなに1人に1台の端末を、タブレットを渡すということが予算で決まったと思います。それで、これからそのICTを使った教育の在り方というものをお聞きしたいわけですが、まず最初にイとして、私のほうでは、その通信環境が全ての子どもに格差なく行き渡るということ、それが一番大切なことだというふうに考えて、その町のそれに対しての取り組みはどのよう

なものかと。

それから口として、それを進める上で予算措置としてどのようにしたか。これは、かなり私のほうで調べて、全体でかかる費用が1億8,200万ほど。国からの補助が5,500万ほどでまだそこで足りないんですが、町の財源としては2千万が来ると。そして、あと残り1億ちよつとですけれども、それはこの国からの感染症対応事業費第2次分の中から、1億700万来るということになったと思います。それについて、このところは1億700万なんですけれども、第2次分の感染症対応事業費としては、町に来るのが総額で1億7,300万ぐらいですので、結構、子どもに対しての教育にお金が随分割かれたということで、こういうことを進めたほうがいいと思っている、賛成している私としては大変喜ばしいことだと思いますが、その予算について、町のほうの認識と見解を問うと。

それからハとしては、これからはそういうICT教育なんかを活用した授業も進めていくわけですけれども、今、休校から従来の形に戻って、対面式の授業と、そのICT活用授業と、リモートで勉強もできると、そういうことの組合せですね。どれだけ組合せの最適化を図れるか、その取り組みについて、もう一つそれをお伺いしたい。

**町長（山村君）** ただいま、栗田議員さんから、これからの教育についてということで、イ、ロ、ハ全般につきまして、かなり細かくご質問をいただきました。

私からは全般的なお答えを申し上げまして、特にハの詳細につきましては、教育長からお答えするということにさせていただきたいと思っております。

今、お話にもありました、GIGAスクール構想とは昨年——令和元年ですけれども——末に文部科学省から発表されたもので、小中学校の児童生徒に1人1台端末を実現することや、全国の学校にクラウド使用を前提とした高速大容量の通信ネットワークを整備するということが盛り込まれた施策でございます。

GIGAというのは、「Global and Innovation Gateway for All」という略で、「全ての人にグローバルで革新的な導入を」ということだと思います。つまり、「誰一人取り残すことなく、子ども達一人一人に個別最適化された創造性を育む教育ICT環境の実現」を目指した施策であるとされています。

この施策は、国内の約950万人の小中学生に1人1台の端末を整備する大事業のため、当初は——先ほどお話ありましたけれども——学年ごとに導入時期を少しずつしながら、2023年度までに実現させるという5か年の計画でありましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業などを受けて、計画は大幅に前倒しされて、今年度やるという自治体については、今年度中の導入をしてくださいということで、坂城町は手を挙げて今年度中にやろうということにいたしました。

町といたしましても、このGIGAスクール構想に基づきまして、学習用として活用できるよ

うにするためのシステムと1人1台の端末、そしてオンライン学習を可能とするために必要な大容量に対応した校内ネットワークを整備することとしております。

また、インターネット環境の整っていない場合にも対応できる、貸出し用のモバイルルーターなどの整備を進めておりますので、インターネット環境のないお子さんでも家庭でそれを使えばインターネットができると、eラーニングができるということでもあります。このようなハード整備の進んでいるところでございます。

私も個人的には、このeラーニングあるいはモバイル学習については、十数年前に専門的に研究し、実施していたわけでありまして。十数年前、日本で世界中の調査をしますと、日本は圧倒的に遅れておりました。じゃあ、この十数年間はどうかということ、さらに遅れていたという状況でありました。

従いまして、この新型コロナウイルス、大変な状況ですけども、幸か不幸か、文科省はやっとeラーニングあるいはディスタンスラーニングについての価値を認めざるを得ないという状況になりました。

それで、坂城町では、先ほど申し上げたように、年度内に全てのハードウェア、ソフトウェア、それからインフラ関係システムを全部整備しようということで議会のご理解もいただいて発注をしているというところでございます。

先日、9月4日ですけども、坂城町の校長会——これは、小学校、中学校の校長先生の会ですけども——そこにも参加させていただいて、私の思いも伝えまして、年度内に全ての環境が整うから、あとは先生方の腕の見せどころと、頑張ってくださいと、坂城町町政に対する支援をして、日本で一番すばらしい環境を作っていくというふうをお願いをしました。先生方も非常に意欲的だと思いましたので、私も大変期待しているというところであります。

以上であります。

すみません。全体が終わったのかと思いました。

続きまして——私が全部答えることになっているんですね。失礼しました。

次は、ロのG I G Aスクール構想推進事業の予算措置についてお答えします。

町における新型コロナウイルス感染症への対応事業につきましては、国の地方創生臨時交付金の配分決定以前から、感染拡大の影響により厳しい環境にある中小企業等の資金繰りの支援を目的として、町内事業所の皆さんへの融資枠の拡大とともに、利子補給ですとか、保証料補給などについていち早く予算化いたしました。

また、定額給付金の予算化に合わせて、小中学校の臨時休業などにより影響が大きい子育て世帯への支援として、子育て応援給付金や子供応援図書カードの配布などについても予算化したところであります。

その間、国において新型コロナウイルスの感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けてい

る地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ることを目指して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設され、当町に関しましては、1次分として6,646万9千円、2次分として1億7,388万円が交付限度額として示されたところであります。

交付金の配分額の決定を受けまして、町の実情に即した様々の事業を段階的に展開したところであり、1次分につきましては、国の持続化給付金の対象にならない事業者への独自支援や町民スタンプラリー消費回復応援事業のほか、地域や町の防疫用品、防災用品の確保、公共施設におけるオンライン環境の整備などを予算化したところであります。

そこで、ご質問のGIGAスクール構想推進事業につきましては、2次分の配分に合わせ、医療機関や介護保険事業所、在宅介護者などへの支援、学生リフレッシュ応援事業、中小企業などへの利子補給基金の積立てなどの事業とともに予算化したところであります。

国の交付金や補助金を活用した事業を含めた、これまでの当町の新型コロナウイルスに係る事業費は、定額給付金15億300万円を除き、約4億4,800万円となっており、そのうちGIGAスクール構想推進事業の事業費は約1億8,200万円であります。

GIGAスクール構想推進事業につきましては、遠隔・オンライン学習の環境整備、GIGAスクール構想への支援事業として交付金の対象になる具体的事例として国の事例集にも掲載されております。

今回の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実際に小中学校の臨時休業の対応を行った当町といたしましては、長期化するコロナ禍におけるオンライン学習や子ども達の学びの環境を維持するとともに、町内小中学校の児童生徒にいち早く最先端のICT環境での学習を提供するために大変重要な事業であると認識しているところであります。

国の補助金に加えまして、臨時交付金も活用する中でGIGAスクール構想の早期の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、これからの教育の（ハ）、従来の対面授業とICT活用授業の組合せの最適化への取り組みはについてでございます。

この取り組みにつきましては、大きく2つの場面が想定されているところでございます。

1つ目は、学校の授業が通常どおり行われる場合でございます。この場合は、対面授業が主になりますが、今までと違うことは、1人1台の端末を活用できるという点であります。従って、対面学習の中にあっても、課題を設定する場面、情報を収集する場面、自分の考えや方法を紹介する場面、まとめるの場面など、学習過程の様々な場面において、ICTの活用を組み込むことが考えられます。また、デジタル教材を活用しますと、一人一人の学習状況に応じた個別学習も可能となります。いずれも、一人一人の反応や考えを把握しながら双方向的に学習を進めたり、学習進捗状況を見ながらきめ細かな対応を行ったりすることが大切になってまいります。

2つ目としましては、緊急の臨時休業等で学校での授業が長期間行えなくなった場合でござい



ます。これは、今回経験した臨時休業時のように、「いかに学びを止めない」といった課題が想定されます。

この「学び」というのは、単なる教科学習だけでなく、生活リズムをつくって健康に生活することなどの健康保障や、教員と子ども、子どもと子どものつながりを持つことも含めての「学び」であります。

このようなときに、ICT機器の遠隔機能を活用しオンライン学習を工夫して進めることによって、大切な学びを継続することが可能になると考えております。

今まで、対面学習で核となってきた、教員と子どものコミュニケーションを絶たないようにしながら、対面学習の中でのICT活用、緊急の臨時休業等におけるオンライン学習といった「学び」がこれからの学習スタイルになるのではないかと考えております。

また一方で、ICT環境整備のハード面、デジタルコンテンツなどのソフト面の充実と併せ、システム等を扱う側である、学校の教員のスキルの向上がICTを教育の中で効果を発揮するために必要であると考えております。

町といたしましては、今後、教員を対象としたICT関係の研修や専門的、指導的な立場の教員の育成を学校と連携しながら支援をしてみたいと考えており、先日も——先ほど申し上げました——町の校長会においても、坂城町のGIGAスクール構想推進事業の取り組みについて説明をさせていただいたところでございます。

いずれにしましても、オンラインも活用しつつ、教員と子どものコミュニケーションを絶たない、「学びを止めないよう」、ハード、ソフトの両面において、積極的に支援をしてみたいと考えております。

**教育長（清水君）** これからの教育についてのうち、ハ、従来の対面授業とICT活用授業の組み合わせの最適化への取り組みはについてお答えいたします。

新学習指導要領が小学校では今年度から実施されており、中学校では来年度から実施される予定で、いずれも「これからの社会がどんなに変化して予測困難な時代になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしい」という願いが込められております。

これまで大切にされてきた、子ども達の「生きる力」を育む、という目標は変わることはありませんが、社会の変化を見据えた新しい時代の学びを目指していくこととされております。

その中で、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実が明記されております。

これまでの我が国の教育実践の蓄積の上に最先端のICT教育を取り入れ、これまでの実践とICTとのバランスのよりよい組み合わせを図り、社会を生き抜く力を育み、一人一人の子どもの可能性を広げていこうというものであります。

GIGAスクール構想の1人1台端末の環境によって、一斉授業では、教員は授業中でも子ども一人一人の反応を踏まえた、きめ細かな指導等、双方向型の授業展開が可能となります。

また、個別学習では、子どもが各自同時に別々の内容を学習することができ、一人一人の教育的ニーズ、理解度に応じた個別学習や個に応じた指導が可能となるなど、学びの深化や学びの転換が期待されております。

これらを実現するためには、ICT環境整備のハード面、デジタルコンテンツなどのソフト面の充実のほかに、日常的にICTを活用できる教員の指導体制が必要であります。これを整えまないと、ICTは有効に活用されないままになってしまうおそれがあります。

現在、教員のICTスキルの状況として、教員間にその差がある、オンライン学習の経験が不足している、リーダーとなる教員の育成が必要であるなどの課題がありますので、今後は学校と連携しながら、教員研修を充実させる取り組みをしていきたいと考えております。

6月には、日本オープンオンライン教育推進協議会主催で、教員を対象としたセミナーがございましたので、各学校に紹介し、オンラインで視聴したところでございます。

また、町の教職員会では、新しい学びのスタイルの確立にあたって、この夏休み中にICT研修会を自主的に行ったところでございます。

これは、県教育委員会学びの改革支援課主催の「オンライン学習 やってみよう 出前講座」を活用し、「オンラインを利用した教材の配布や授業動画撮影から配信のノウハウ」と「オンライン会議システムを利用した双方向コミュニケーションの体験」をテーマにした研修でございました。

この中で、ICTスキルの向上に向けて、各自の習熟度を4段階に設定された習熟度レベルに照らし合わせてチェックし、学校の実態に応じた研修を進めていくという、レベル向上の方策も示されておりました。

町といたしましても、教員がそれぞれのレベルを認識し、目標を設定して、誰もが一定のレベルまで到達できるよう、研修の機会を支援していきたいと考えております。

さらに、学校の臨時休業の際に坂城中学校の3学年では、校内の教科会のメンバーで協力しながらオンライン学習の教材を作り、配信した経緯がありますので、そのノウハウも各学校で生かしていけるようにし、子どもの学びを止めないことと、オンラインでも対面授業と同じに教員と子どものコミュニケーションをとることを大切にし、教育の質を高めていきたいと考えております。

**7番（栗田君）** 今、清水教育長が言われた言葉の中に「子どもの幸せ」という言葉があったんですけど、一番最近のユニセフのほうの調査がありまして、これは38か国で子どもの幸福度を数値化して、38か国どういうふうになるか、日本の場合は総合38か国中20位だったわけですけども、こういうユニセフとか国際機関なんかでやっている、例えば大学のランキングとか、

はっきり言ってほとんど信用できないという感じが私はしているんですけども、それにしても、今回、ユニセフのほうから出された、総合20位はそれはそれでいいとして、いろいろな幸せ、幸福度というのがあって、身体的幸福度、それから知力、学力における幸福度、精神的な幸福度、それから経済的な幸福度というふうに分かれていて、日本は何と、身体的幸福度は38か国中第1位なんですよね。それで、精神的幸福度、これは生活にどのぐらい満足しているか、プラスその国の子ども達の自殺率などなどを組み合わせて精神的な幸福度をはかると。そうしたら、38か国中37位なんですよね。この身体は第1位で、精神的には、その自分の生活に満足していない、あるいは、これは、もう、今までずっと、それ、よく聞いてきたんですけど、日本の子どもには自分を肯定する、自己肯定感が非常に弱い、そういうことも言われてきました。そして、自殺率については、一番少ないのがギリシャの10万人当たり1.4なんですけど、日本の場合はその5倍あって、38か国中37位、後ろから2番目ということになります。経済的にも貧困率としては18.8%、つまりほぼ5人に1人の子どもが貧困ではないかと、日本の貧困率の中では18.8%。平均が20%だったから、少しいかなというような判定もありましたけれどもね。

いじめ、それから、ひきこもり、不登校、いろいろな問題を考えると、学校に行きたくないとか、学校がある意味子どもの幸せというものを——こうっては申し訳ないんですけど——やっぱり、かなりそういうものに影響を与えていたかなという感じはするんですよ。

それで、私はどうしても、この教育問題について言いたいのは、その従来の学校の在り方で完全に成功していたかという問いを立てられた場合、やっぱりちょっとまずい点多々あったんじゃないかと。そういう中で、今度は一人一人、オンラインでの教育も併せてやる、こうするとかなり一人一人の自由度が広がるという感じがするわけですね。特に、今まで引き籠もっていた子どもなんか、ものすごい勉強始めちゃうかもしれないし、幸せ感を持てるようになるかもしれない。それと、学校の努力とそれから個々の先生たちの力量というものは、やはり大きく作用するとは思いますが、何かその教育については、このICTのこういうハード面が整ったということで、これからはソフト面でやろうということで、私はかなりプラスのほうにいくんじゃないかというふうに思っています。

それから、3番目に、じゃあ最後になりますけど、いつものとおりごみの問題について。

今、いろいろと皆さんがごみの処理をやっておられるんですけども、どうも、今のように遠くまでごみを出しに行く、そういうことがだんだん、高齢化が進んできて、できなくなってしまっている。

それで、私が知っている範囲でも、かなりの方が、親戚の方がその人の家に来て、自分の家にごみを持ち帰って、そして自分のところで出すとか、あるいは、近所の方が片づけてくれたり、いろいろな大変な苦勞の中でやってるわけですけども、私は最終的には、この可燃物について

は、戸別収集をしたらどうかと。最終的には、戸別収集という形になるんじゃないだろうか、それについて今、町の取り組みはどのようになされているか。それがイですね。

それから、口として、今度資源ごみのほうとしては、私は、リサイクルっていうもの全般的に反対しているわけではなくて、無理やりに、できもしないものを多額の税金を使ってやるっていうようなことには、反対してるんであって、アルミ缶とかスチール缶などのようなものは、リサイクルとしても十分に可能なものもあるわけですね。ただ、そういうものはですね、今のようない形じゃなくて常設ステーションのようなものを設置してやってはどうかと。こんなところが最終的なごみ処理の姿ではないかと思うんですけど、もちろん役場の皆さんとですね、いろいろな意見を交換しながら、どういうのが理想的かを考えていきたいと思っておりますけれども。

今回は、この2点についてお伺いいたします。

**住民環境課長（関君）** ごみ問題について。イ、可燃ごみの戸別収集への町の取り組みはから、順次、お答えします。

当町のごみ、資源物処理事業につきましては、昭和44年に可燃ごみの葛尾組合への搬入を開始して以来、昭和46年には不燃物の回収、また平成6年からは可燃ごみの指定袋の導入、平成22年には一般廃棄物処理の有料化を開始、現在に至っております。

各地区にごみ収集所や資源物収集所を設置し、日頃は地域の皆様のご協力の下適正な廃棄物処理ができております。この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、廃棄物収集の方法は、各市町村で様々ではございますが、可燃ごみを収集する方法の一つとして、戸別収集もその選択肢として考えられるところであり、玄関前にごみを出していただくと、業者が回収してまいりますので、利便性は向上すると考えられる一方で、当町の場合、収集箇所が現在131か所から全戸に増えることから収集・運搬に係る時間や人員、コストも大幅に増大することが見込まれます。

さらに、プライバシーに係わる情報が多く混入している家庭系の廃棄物を回収するまでの間、家の前に長時間放置することへの抵抗感、そういったものも懸念されるところでございます。

当町といたしましては、引き続き、地域の皆様のご協力の下、可燃ごみ収集所での収集を行うことで、収集時間の短縮と費用の抑制につなげてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、高齢化に伴うごみ収集についてであります。我が国の65歳以上の高齢化率、令和元年10月1日現在でございますが、28.4%でありまして、今後、総人口が減少し高齢者が増加することにより、高齢化率は上昇を続け、令和18年には33.3%となることが予想されておりました。国民の3人に1人が65歳以上の高齢者になると推測されております。

対しまして、当町の高齢化率は、同じ令和元年10月1日現在でございますが、35.4%となっておりまして、国の平均を上回っている状況ということで、このように、社会の高齢化や核家族化が進むことによって、高齢者のみの世帯が増加することが見込まれ、ご質問にもございま

したように、ごみを収集所に持ち込むことが困難であると感じる方の増加が予想されていると  
ろでございます。

これは、全国的な課題となっております、環境省におきましても、平成30年度に全市町村  
を対象に、高齢者を対象としたごみ出し支援制度の実態調査、これを実施してございます。

この実態調査では、高齢者のごみ出しに何らかの支援制度があると回答したのは全体で2割余  
りだということで、規模の小さな自治体ほど制度の導入率が低いという実態が明らかになってお  
ります。

こうした状況を踏まえまして、環境省では、各市町村が地域の実情に応じて、高齢化社会に対  
応した廃棄物処理体制を構築することができるように、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の  
構築に向けた検討作業というものを現在進めているところでございます。

この検討作業におきまして、戸別収集等の高齢化社会に対応したごみ収集・運搬システム等  
についての調査、分析、実際に自治体においての制度設計や高齢者ごみ出し支援をテスト的に行う  
モデル事業を実施するなど行いまして、令和2年度中に、自治体の規模や地理条件、高齢化率等  
に応じて参考とすべき事例を含めた収集運搬等の制度設計のためのガイドラインを作成される予  
定となっているということでございます。

なお、ごみ出しが困難な高齢者の方は、ごみ出し以外にも生活上の困難を抱えている場合も多  
いことから、坂城町では、社会福祉協議会で「社協たすけあいサービス」というものを利用して、  
現在約10名の方が買い物代行などの生活上の援助とともに、ごみ出しのサービスを利用してい  
ます。

町としましては、高齢者を対象とした戸別収集を含め、今後ニーズが増すと予測されるごみ出  
し支援につきましては、支援の対象世帯また収集方法など、課題が多いことから、今後国から示  
されると言われているガイドライン、こういったものを参考にしたりですとか、既に取り組んで  
いる他の市町村の事例も参考にして、関係する課と連携する中で研究してまいりたいと考えてい  
るところでございます。

次に、ロの資源ごみの分別収集の簡素化と常設ステーションの設置の取り組みはについてお答  
えさせていただきます。

まず、資源ごみの分別収集の簡素化についてでございますが、当町の分別収集につきましては、  
平成3年度に新聞、雑誌、段ボール、平成8年度にびん、缶、9年度にペットボトルの分別収集  
を開始しまして、平成15年度にはプラスチック製容器包装及び紙製容器包装等の分別収集を開  
始しました。その後、平成26年には紙類の分別について見直しを行いまして、それまで紙製容  
器包装として分別していたものを、「雑がみ」に統合して簡略化を行ったところでございます。

現在、びんについては、色別に透明、茶色、その他の3区分、紙は、紙質ごとに新聞、チラシ、  
雑誌類、段ボール、紙パック、雑がみの6区分で収集しております。

こうした分類は、再生原料としての品質を維持して、限りある資源を、1度だけではなくて、2度、3度と資源としてリサイクルするためには、大変重要なことだと考えております。

また、プラスチック製の容器包装、ペットボトルに関しましても、適正な分別をいただいている結果、当町から排出された資源物は、品質調査による評価ランクが最上級のAランクとされているところをごさいます。自治体から資源物を引き取っている日本容器包装リサイクル協会が指定した再資源化事業者によりまして、プラスチックの原料や新しい商品にリサイクルされているとのことをごさいます。

材質ごとに分類して収集することは、限りある資源を効率よく循環させて活用するためには、大変重要だと考えているところをごさいます。循環型社会の形成のために、また、2030年をゴールと定めた持続可能な開発目標、SDGsのゴールの一つであります「持続可能な生産消費形態を確保する」ことの達成に寄与する取り組みとして推進していく必要があるものと考えているところをごさいます。

資源物の再生利用促進の観点から、現段階ではこれ以上の簡略化は難しく、引き続き分別収集に御協力いただきたいと考えているところをごさいます。再資源化の技術が高まりまして、分別収集の必要がなくなったものにつきましては、先ほども申しましたが、「雑がみ」と同様に簡略化を図ってまいりたいというふうに考えているところをごさいます。

続きまして、常設ステーションの設置の取り組みはのご質問をごさいます。

平成30年度5月から役場の北側に紙類のリサイクルボックスを設置しました。

このリサイクルボックスは、年間を通じて午前8時半から午後5時まで利用可能でありまして、管理につきましては、職員が扉の開け閉めや回収業者への連絡、収集庫への積載状態の管理等を行っております。常設のステーションでありますことから、おかげさまで多くの皆様にご利用いただきまして、平成30年度は5.3トンの回収量であったんですが、令和元年度は19.6トン。令和2年度は、4月から8月までで既に11トンの回収量となっております。

各地区に資源物常設のステーションを設置した場合につきましては、時間帯や曜日に限定されることが少なくなり、資源物も出しやすくなるということでもありますから、町民の方の利便性は向上するものと考えられますが、出された資源物が収集業者により回収されるまでの間につきましては、地区の皆さんの管理の対応をしていただくことが原則となると思っております。

管理の例としましては、異物や汚れたものの混入など、不適切な出し方をされていないかなどの確認のほか、設置した容器が資源物でいっぱいになっていないか、周辺に飛散していないかなど、役員や当番の皆さんには頻繁に、ステーションと資源物の点検と管理をお願いすることが予想されまして、現在以上に地区の皆さんのご負担が増えてしまうのではないかという課題もありまして、管理の面からも設置することは、現在のところ難しいものと考えております。

しかしながら、資源物の常設ステーションの設置は、リサイクルを促進することにつながりま

すので、ごみの減量のための一つの方法として認識しているところでございます。

**7番（栗田君）** 今、最後に言われましたように、ごみステーションの設置っていうことはですね、本当にリサイクルしても何というんですかね、本当の意味でリサイクルできるものもあれば、全く税金だけを投入するものもあるわけですよね。それなんで、本当にリサイクルしてできるもの、そういうものを、それは常設ステーションなんかで進めていってはいかがかというのが私のほうの提案であります。

教育のことについてとか、それから、新型コロナ対策の難しさですね。マスコミがこれだけ騒ぎ立てる、あおり立てるっていう中で住民の皆さんの不安もあると思いますんで、それに対しての対策は、大変だと思います。誠に皆さんのご努力に感謝いたしております。

それでは、これで終わります。

**議長（西沢さん）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は、午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。 ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時09分）

